ISSN 0289－2383

世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第28号

［特集］

児童福祉施設の対応

変容する家庭と子どもの危機〔II〕

1990年4月

世界の児童と母性

海外福祉情報／第28号／1990年4月

contents

特集◆児童福祉施設の対応——変容する家庭と子どもの危機〔II〕

ひとこと——福田垂穂……1
変容する家庭と子どもの危機——大橋 薫……2
地域に開かれた家庭支援活動——側垣雄二……7
教護院における家族治療の試み——辻 隆造……12
養護施設に連なるグループホームの実践——小坂和夫……17
石川県自立援助ホーム——荒崎良徳……22
里親の開拓拠点・養育家庭センター——若尾博通……27
乳児院での若年未婚の母を通してみる家族援助——梅森公代……32
児童虐待への児童相談所の対応——廿楽昌子……37
データでみる児童福祉……42

新しいニーズに応える移動保育——福田垂穂……44
ブラジル・サンパウロのモンチ・アズールの活動——小貫大輔……48
幼児期の親の役割——ケイト・トーキントン……52
第6回国際里親養育機構研修会議について——渥美節夫……58
編集後記——高橋利一……62
お知らせ……63

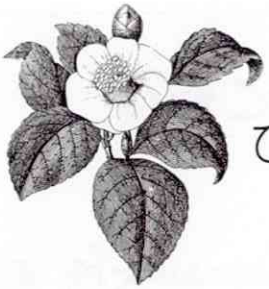

ひとこと

スウェーデンのフェミニスト・エレンケイが「児童の世紀」と希望を託した20世紀もやがて終わろうとしている。振り返っていささかの疑念を禁じ得ない。2度に渉る世界大戦、その後も絶えることのない戦乱の中で、児童は常に犠牲者であり続けた。加えてここ数10年は、掛け替えのない児童の人格形成の場である家庭のありようそのものが、激しく揺れてしまったのではなかろうか。昨年11月、国連の児童人権宣言30周年の総会において、世界初の「児童人権条約」が満場一致で採択されたことは、大きな喜びであると同時に、一面それは宣言を超えた執行義務を伴う条約の制定を迫られるほど児童の人権侵害が、地球的規模で現存する事実を物語ってもいるのである。

「変容する家庭と子どもの危機」特集シリーズ第2号は、こうした現実の中で専門的な立場で児童の危機に取り組んでいる児童福祉施設側からの対応に光を当ててみた。熟読して施設に対するイメージを一新していただきたい。シェルター（雨露をしのぐ場所）や代替家庭としての位置づけを遙かに越えて、弱まる家庭の養育機能を支え補い、むしろ地域における児童育成センターとしての役割拡大を試み、また着々とその実態を整えつつある児童福祉施設の姿が、印象深く浮び上がってくる筈である。

興味ある海外情報も併せてお楽しみいただけると思う。

編集委員長・福田垂穂

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

変容する家庭と子どもの危機

明治学院大学社会学部教授 大橋（おおはし） 薫（かおる）

1. 課題をスウェーデンの状況から考える

昨夏スウェーデンに研究出張した時、とくに気付いたことは、子ども連れの若い母親の多かったことである。聞いてみると、スウェーデンではこの数年来出生率が高まり、育児期間中は勤めをやめて育児に専念する母親が増えてきたとのことであった。スウェーデンは保育施設が保育ママなどを含めると世界でも一番充実しているのに、これはどうしてかといぶかったら、育児は他人まかせではなく自分でして、やがてまた勤めにでたいという意識が高まってきたというのである。つまり「家庭への回帰」の兆候である。

周知のように、スウェーデンは育児には殊の外熱心であり、育児休暇に関しては先進的な制度を設けているわけであるから、そうした状況の変化は不思議でならないが、裏を返して考えてみると、結論的にいえば、家庭や育児をめぐって多くの問題が起こってきたということである。母親就労率、離婚率、同棲（cohabitation）率、同棲解消率、単親家族率は世界一高く、そしていわゆる共同監護ないし扶養(joint custody）や混合家族（blended family）にも多くの問題が発生してきたようである。これはこの10数年来の出来事であるから、それの結論や影響を断定することはできないが、ただ驚くべき事柄は、「自己報告*」に基づく少年非行が、その種別の悪質さと比率において信じられない状態にあることである。これには様々な社会的条件が作用しているわけであるが、もっとも基本的な理由は、子どもの成育過程において家族が本来的な機能を果たしていないことにあると考えられる。

これも10年前の話であるが、スウェーデンの精神医学者で自殺研究の権威者であるルース・エトリンガー（Ruth Ettlinger）博士が、当時の少年をめぐる問題状況をみて〝いまのような家庭では……」と嘆いた言葉がいまでも耳を離れない。このような状況の反省にたって、スウェーデンの若者や親たち、とくに母親たちが人間や家庭のあり方について様々な模索をしているようである。これはいわば下からの変革であり、期待と希望が持たれる感じをもった。

わが国の場合もいまや家庭の変容が著しく、それが外部社会の変化と相俟って、育児に少なからざる影響をあたえていることはよく言われるところである。問題児の発生や少年非行の多発と低齢化現象がそのあかしである。そこで以下の記述では、まず、

わが国における家庭の変化はどういうものか、そしてそれが子どもの養育や教育にどういう影響をあたえたかを考え、次に今後に予想される家庭の変化はどうか、そして子どもをめぐる問題状況への対応などを考えてみたい。

2.わが国の家庭の変化と子どもの問題状況

家庭が急激に変化するなかで、家庭が養育の場でなくなりつつあるという意見がある。確かにそうした面もなくはないが、ほとんど大部分の有子家庭では〝家庭内外の困難な条件〟にもかかわらず、子どもを標準的に育てあげている。とはいっても、そうした家庭内外の困難の条件の故に養育障害が増加し、子どもの問題行動の発生が目立ってきた。このことが子どもの危機などといわれるゆえんであろう。

いったいこの種の問題を考えるにあたっては、子どもの「養育(子育て)」とは何か、子どもの何をどうするのが養育かを考えてみる必要がある。この問題は極めて重要なのに今日までは意外ととりあげられていない。ただこの問題の解明のためにはかなりのスペースを必要とするので、ここでは結論だけを述べるにとどめたい。養育とは生活の場で子どもの心身の成長発達に努めることである。子どもにとって生活の場は家庭が最初であるが、成長するにしたがい家庭外に拡大する。そして生活の場は、子どもにとっては――大人にとってもそうなのだが――〝社会学習(人間形成)〟の場であり、また、〝欲望(欲求、必要性)充足〟――以下、欲求充足とする――の場なのである。生活の場にはこの2つの側面のあることを理解しておかなければならない。

ところで、社会学習は即人間形成となるわけであるが、今日は人間構造そのものが社会の発展とともにいよいよ質的にも量的にも複雑となっていくので、それの育成は容易でない。人間構造は、構成要素的に考えると、欲望、価値観、行動様式、情動作用、能力、地位・役割意識などから成りたつ。これらは今日は多様化しているが、それぞれが生活の場において学習され統合されて、人間形成につながるわけである。これが標準的になされるかどうかが問題なのである。考えてみると、こうした人間形成はほかでもなく欲求充足のための、日常的な生活活動の営みのなかでなされるのであるから、その場がどのような条件におかれているかが肝要なわけである。

次は、欲望充足の問題である。欲望充足は人間たること、つまり人間存在のあかしである。それ故にこれの適切な充足は極めて重要である。しかし、今日は欲望自体が、前述したように多様化し、しかもいわゆる肥大化しているだけでなく、人間構造の他の要素にも問題があったり、欲望充足の生活行動をめぐる外部的要因にも障害があったりして、適切な充足がなされない場合が少なくない。そうなるとそこに多かれ少なかれ欲望不満が生じ、それが高じると、その度合に応じて、人間構造（の規範意識や情動作用）に逆作用してそれを歪めたり、さらには行動逸脱におよぶことになる。

意を尽くせない点が多多あるが、前置きはこのくらいにして本題に入ると、まず、わが国における家庭の変化についてであるが、先進資本主義国家の場合ほどではないにしても、それは大変なものである。これを子育てとの関連でいえば、大きくは3つに分けて考えられる。

1つは、伝統的な3世代家族から現代的な2世代家

族への変化である。伝統的な3世代家族は直系家族といわれ、祖父母や世帯主のきょうだいなども同居する大家族が多かった。そこでは出生率も高く、子どもはきびしい家制度や家観念のもと、親だけではなく、祖父母やおじおば（父や母のきょうだい）、あるいはその他の親族や近隣の人たちの監護によって養育された。また、この種の家族が一般的であった時代は、社会変動もゆっくりしており、人間構造も単純素朴であったので、養育自体は〝親はなくとも子は育つ〟の諺どうりに、それほど困難ではなかった。

ところが、現代的な2世代家族は一般的には夫婦家族（核家族）といわれ、父母と未婚子から成る家族であるが、これをめぐる社会状況は前者とは全く異なる。夫婦家族ができたのは、もともと家族は〝親子水入らず〟が本来の形であったが、それが時代状況の必要性から大家族となり、今日はその必要性はなくなって、本来の形に戻ったともいうことができよう。こうした変化を助長し促進したのは、わが国の場合は、基本的には、家族制度の変化、民主主義思想の普及による家族観の変化、都市化・産業化の進展による社会移動・地域移動の激化、そして2世代向けの住宅政策の施行などであった。昭和20年代と30年代とに起こったこれらの変化は、夫婦家族の出現をスピード・アップした。

夫婦家族は、〝家族の本来の形〟という意味で極めて望ましいものではあるが、しかしこの家族をめぐっては困難な状況が噴出し、子育てにも多くの支障をもたらした。この点について少し述べると、(1)、夫婦家族は、ル・プレイ（Le Play, F.）や戸田貞三がつとに指摘したように、もともと構造的には脆弱で不安定（unstable）なものであるが、それが移動社会（mobile society）のなかで孤立化が進み、不安定度もいっそう増大した。出生率の低下と少子化傾向がそれに輪をかけている。(2)、加えて共働きや仕事中心で子育ては母親委せの父親が増加したために、子育てが行き届かなかったり偏ったりする家庭が多くなった。(3)、わが国に特有なことは、熾烈な受験競争のなかに親も子もまき込まれて家庭生活はみだされ、家庭も学校も子育てや教育本来の機能が歪められた。(4)、理由や背景は様々であるが、夫婦不和の家庭が増加し、その種類や度合に応じて、子どもの、家庭での居心地や意欲や情動作用に影響をあたえた。夫婦不和は、夫婦家族では緩衝地帯がないために、子どもにはもろに作用した。

2つは、母子家庭や父子家庭など単親家庭の増加である。これは世界的な傾向であり、わが国でも両方合わせ80万世帯余り（2％余）となっている。比率こそ低いが、実数は大きく、無視できない。単親家庭は、単親であることが不利条件となって、両親家庭と比べると、家計、家事、育児の家庭生活の営みに困難が多く、子育てに支障をきたす場合が多い。孤立化の問題は単親家庭においていっそう深刻であるから、困難も加重する。これはもちろん単親家庭の発生原因、子どもの男女別、年齢別、母子家庭・父子家庭別、親の職業別などによって様々である。子育ての観点からみていずれの場合が問題性が高いかについては、まだ十分な調査研究がないため何ともいえないが、いずれの場合も特有の問題があって、多かれ少なかれ子育てに影響をあたえていると思われる。

断片的な相談ケースの資料によってではあるが、あえて指摘すると、発生原因別では、生別母子家庭

と未婚母子家庭には生活上の困難が多く、とくに母親が夜間就業に従事している場合は子育てに支障が多い。子どもの男女別・年齢別では児童期後期（小学高学年）や生徒期前期（中学生）が多感な思春期、また反抗期であるために子育ての苦労は尽きない。

3つは、子連れ再婚家庭の場合である。単親家庭が増加するにともない、おのずから子連れ再婚家庭は増加するわけであるが、この場合の子育てに多くの問題があるようである。それは、継親子関係と異母（異父）きょうだい関係や義理きょうだい関係ができて、家族関係が複雑となり、それぞれにおいて緊張ないしは葛藤状態が生じて家族関係が不安定となりやすいためである。わが国でもこの種の問題はかなり存在していると思われるが、実態は明らかでない。しかし欧米先進国家では、再婚家庭に加えて再同棲家庭が増加し、いまや混合家族も常態化して、子育てに困難が生じているようである。

これに関連して共同監護ないし扶養の問題について一言すると、子どもにとって変化があっておもしろいとか、メリットもあるようであるが、一方、情緒不安定児が多発するなどデメリットも少なくない。これは別れた親たちやその配偶者たちの対応いかんによるが、多大の努力と配慮が必要であることは間違いない。

以上、家庭の変化とその特徴や問題点をあげた。伝統的な社会では、きびしい集団規範のもと、〝親は親たらずとも子は子たれ〟とか〝家、貧しくて孝子出づ〟といった状況もありえたが、今日は自由、平等、人権尊重の民主主義的規範のなかで状況はかなり変わった。生活の場のあり方が子育てに直接影響する傾向が大きくなっている。これを社会病理学的に述べると、次の2つに分けて考えられる。

1つは、人間構造の歪みの問題である。これは一般的にはパーソナリティの歪みの問題としてとらえられている。前述したように、人間構造は、構成要素的にみると、欲望、価値観、行動様式、情動作用、能力、地位・役割意識などから成るが、これらがそれぞれ標準的な形で育成され、全体的に統合されバランスがとれることが、正常な人間形成となるわけであるが、それがそうではなく、特定の構成要素が過剰に肥大したり、未成熟であったり、歪曲したりして、不統合状態をきたしバランスがとれないことが、人間構造の歪みである。例えば、欲望が異常に肥大して、規範意識のコントロールが利かないとか、手癖など悪癖がひどい、とか様々である。欠陥人間、ダメ人間、人間崩壊など様々な表現があるが、人間の成長発達の過程においては、従って子育ての過程においても、こうした歪み状態があるわけで、それを矯正するのが、ほかでもなく「子育て」の一面でもある。

2つは、いわゆる行動逸脱の問題である。欲望充足は、家庭、学校はじめ様々な集団への参加によって実現されるが、その場合、人間構造に歪みがあったり、参加の場のあり方とそれへのかかわりいかんでは行動逸脱が起こるのである。この点については「行動逸脱のメカニズム(社会病理過程)」の問題として論じなければならない。ここでは紙面に余裕がないので省略するが、例えば、家庭内暴力でも校内暴力でも、それぞれ生活の場とのかかわりのなか人間構造が歪み、そのことがまたそうしたかかわりのなかで非行や暴力をはじめ様々な行動逸脱となって結果するということである。

3.今後に予想される家庭の変化と子どもの問題状況への対応

わが国の家庭と子どもをめぐる問題状況を社会学的、社会病理学的に素描すると、はなはだ不十分ではあるが、おおよそ以上のごとくなる。そこでこれらにどう対応したらよいかであるが、まず、今後に予想される家庭の変化について考えてみたい。人口学的にみると、わが国の家庭は、未婚率(非婚率)や独身率の上昇、出生率の低下や少子化傾向の増大などによって、このままでいくと大変な事態が生じる。家庭が成りたたず、子育てどころではないばかりでなく、独身者も30代、40代の青壮年時代は独身生活を享受できても老後は深刻で、文字通り天涯孤独の身をかこつことになる。国家社会も存亡の淵にたたされ、ローマ末期の状況に近づくことになろう。情報によると、シンガポールでは、結婚率の低下に備え、特別の結婚奨励政策を国がとるようになったとのことであるが、わが国でも真剣にこの問題にとり組むべき時期が意外に早くやってくるかも知れない。

わが国の場合は、現在の出生率(1.66)であってもあと10～15年もすると、出生率ピーク時の人口が出生年齢に達するので子どもの出生が増え、当分の間は人口が増えることになるが、人口が増えるだけではダメで、家庭と子どもをめぐる、今日の問題状況の反省にたって、家庭基盤の充実と発展に努めなければならないが、そのポイントを指摘すれば、次のごとくなろう。

その1つは、何よりも家庭の社会的な存在理由、ないし社会的機能の重要性の認識と確認である。すなわち、家庭は、国家や社会の形成・存続の基礎であるだけでなく、人間の自己実現や生活活動の源泉であることの確認である。その2つは、そのためには十分に準備された結婚に基づく家庭の建設や出産と子育てへの意気込みである。安易な結婚は夫婦不和を生みやすく子育ての支障となる。家庭や学校の教育、また、テレビ・ドラマなどを通して結婚の意義や結婚生活のあり方について理解と認識を深めなければならない。これが大変おろそかにされている感じである。

その3つは、結婚と家庭生活の基盤である住宅と就職の保障である。夫婦不和や無子・少子化の原因や子育ての不行届きには両者に恵まれないケースが多い。この2つは政治と行政が何にもまして取り組むべき課題である。知恵と工夫とやる気の問題であろう。最後に、その4つとして、支援体制（supporting system）の確立と生活網作り（net working）の推進である。夫婦家族が親族や近隣の私的な支援が弱くなって孤立化が進むのは、現代社会では不可避の現象であろうと思う—定住化政策が推進されているが—。そこで重要になるのが、家庭問題や児童問題に対応できる相談・援助施設の充実である。これは今日ではかなり充実し役割を果たしているが、しかしこれらを利用しないか、利用できない人たちがかなりいて不幸な結末にいたっているケースが少なくない。PRの努力がいっそう望まれる。また、今日は様々な文化教養的、娯楽スポーツのサークル活動、あるいはPTA活動を通した親睦関係ができ上がっている。とくにPTA活動の場合は子ども教育にかかわるだけに、そうした関係のなかで、家族談義や子育て談義を行うのは極めて効果的である。

＊大橋 薫編『福祉国家にみる都市化問題』垣内出版、1984年：PP. 144—150に詳述している。この著書は当財団などの研究助成によるものである。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

地域に開かれた家庭支援活動

養護施設における学童保育

三光塾 塾長 側垣雄二（そばがきゆうじ）

児童は歴史の希望であり、その人格を認め尊重し、その健全な育成は国民と国家の責務とする理念を掲げた児童福祉法が施行されて40年が経過した。その間子どもの成長と幸福の保障を願って、制度、施設そして各種のサービスが提供されるようになってきた。

しかしながら、出生率の低下と高齢者の増加等により、歴史上未曽有の高齢社会に突入しつつあり、都市化、産業化、さらに国際化が進むにつれ福祉ニーズの増大、個別化と共に複雑多様化し、なかんづく子どもを取り巻く情況はまさに危機的状態に陥っていると言っても過言ではない。

子どもの情緒的な歪みともいえるいじめ、登校拒否、暴力、非行、さらに自立心の乏しさからくる幼稚性や倫理感の欠如等が一般化しつつあるといえる。昨年の宮崎某の幼児誘拐殺人事件にみられる悲惨な事件の発生など目をおおいたくなる様相がみられたが、これとても宮崎独りの特異な行動ではなく、あのような生活や心情をもつ若者は決して少なくない。むしろ普遍化されつつあるとも聞かされる今日である。

かのマザー・テレサが来日の際「日本は物質的には豊かになったが、心の飢餓に陥っている」と言われた。すなわち価値観その他が物質一辺倒となり、人間にとって大切なものは何かを見失いつつあることを否定できない。

崇高な理念や児童憲章の祈りなど遠くに忘却され、歴史的に培われてきた子ども観や家庭観ももたないままに核家族をつくり、安易に家庭崩壊をする。女性の社会進出や少子化は、子どもの成長にとって最も大切な家庭、学校、社会の様相を変化させ、その役割が脆弱化し、それも加速度的に進んできたかに見える。

しかし社会は、急激に進む高齢社会に眼をうばわれ、児童の危機的状況を見過ごしてきたように思われる。このときにあたり、全社協では、児童福祉部が新たに設置され、児童と共に家庭問題に積極的な取り組みに乗り出したことは遅きに失した感を否めないが、評価すべきことである。

全社協会長の諮問機関として「児童家庭福祉懇談会」が設けられ、昨年2月「あらたな〝児童家庭福祉〟の推進をめざして」と題する提言が答申された。

この提言の(1)は児童福祉から「児童家庭福祉」の概念に発展させたこと。(2)「社会的わが子観」に立って、保護者を中心にすえながら、家庭機能を支援する社会的養護サービスの深化をすること。(3)に福祉、教育、保健等関連領域の機能のネットワーク

を確立促進すること。(4)に社協が中核的コーディネイターとしての役割を果たし、国民的な運動へ発展させることなどいくつかの新しい提唱がなされた。

この提言がなされた平成元年は、あたかも国際児童年10周年、国連の児童権利宣言30周年にあたり、この年を「児童家庭福祉元年」としたいと全社協は願っている。その願いや思いが、昭和62年度全社協が厚生省との共催で全国児童福祉会議を開催させ、さらに昭和63年度から全国7ブロックで地域児童福祉推進会議を開かせ、ようやく児童の問題の重要性に眼が開かれたのかという思いがする。

このような児童の福祉施策は、現行の児童福祉法により14業種の施設事業が位置づけられているが、このたび提唱された「児童家庭福祉」の視点に立ってみるとき、いわゆる学童保育というものが、児童福祉法による認知をされていない理由はなぜなのかと問いたい。

婦人の社会的進出、母親の就労の増大がもたらすメリット部分や、大人・女性ないしは企業の論理が優先し、その声のみがきかれるのみでよいのか。ある調査(日本総合愛育研究所)資料によると、「女性の就業の良い点」の中で「家庭に良い影響を与える」とするのは男性3.8%、女性3.0%、総数で3.3%であり、一方、「女性の就業の悪い点」で「育児や子どもの教育が十分にできない」が男女総数で61.7%、「家庭の潤いがなくなる」が総数で19.3%という数字が出ている(昭和62年)。つまり、家庭や子どもに対してのデメリットの方が多いことを多くのものが認めながら就業しているということにならないのか。いわば、子どもの論理は全く無視されているといわざるをえない。女性が就労しなくては生計が営めない現実があるなら論外である。幼稚園でさえ、給食があり延長保育をすれば園児が増加するという。その理由は母親がテニスやお遊びの時間を得るためということなど、今日の実情を子どもの立場からどういえばよいのか。いささかエモーショナルな言辞をろうしたきらいがないでもないが、これが今日の子どもを取り巻く一面であることも否めない。児童の反社会的行動や非社会的行動の増大はまさにこのような大人の反映であるともいえよう。

このような現実は、家庭の養育機能の脆弱というか低下というか、機能の喪失というか、この状態を放置すべき時ではない。しかるべき養育を受けないで、放置されている子どもたちに対する社会的養護の手立てを求めている子どもが年々増加しているのである。

当施設の所在する都市は阪神間の中間に位置する人口42万のベッドタウン的町であり、一方では、教育、文化都市といわれる町である。この施設の所在地はその市の南部に位置し阪神間を結ぶ私鉄や8車線の国道および高速高架道路が走り、大きな高層住宅群やマンション群などもある人口密集地帯である。当施設はこのような地域の幹線道路と私鉄に挟まれた住宅街にある定員40名(現在員39名)の養護施設である。敗戦間もない昭和21年に開設されて以来40年余の歴史をもつようになった。現在は昭和42年に老朽施設としての指定を受けて、全面改築した鉄筋コンクリート造3階の建物で、職員は施設長他16名と幼児6名、小学生14名、中学生11名、高校生7名、就職生1名の子どもが生活している。

「鳴尾子どもクラブ」はこの養護施設に付設され、その施設内にある学童保育所である。

学童保育所は通常小学校の校地内に設置された施設や、学童保育のため独立した施設を利用して実施されていることが多い。だが当クラブは、市の委託事業として、当塾を経営する社会福祉法人が受託し、養護施設を利用して実施している。従って運営に必要な経費や指導員２名の人件費の大部分は、市が負担している。父母の費用負担は月額6,000円を市に納付し、食費およびおやつ代の実費を施設に納めている。

このクラブの定員は40名で、当該小学校区の児童を対象にしている。現在36名が在籍しているが、年間数名の移動がある。開設時間は通常の学童保育所と同様、放課後および学校休業中の留守家庭児童を対象にしており、開設日や、開設時間や入所資格については、市の条令施行規則（平成元年7月1日施行）によるものとして、特に他と異なるところはないといえる。指導員は市の基準により児童20名に付き1名計２名が配置されているが、他の養護施設職員と区別せず、施設正規職員として位置づけて、フルタイムのスタッフとしている。つまり２名の職員は、法人職員の学童保育担当という形になっている。市からの指導員人件費は、パートタイム分だけであるが、不足分は市から支払われるクラブ用の部屋の家賃やその他の委託費の中から捻出したり、法人本部会計から補填することもある。

昭和50年頃、当時の市長が、すべての小学校区に学童保育所を設置することを公約していた。しかし当施設の所在する小学校では、学童保育所を学校内に設置することに消極的であった。一方父母は、学童保育所の開設場所を求めて校区内で奔走していたが、適当な場所が見つからず、困惑していた。市としても学童保育所の設置を急ぐ必要に迫

社会福祉法人三光事業団　様

平成２年１月10日
西宮市福祉事務所児童育成課

平成元年度西宮市留守家庭児童育成センター事業
委託料明細書（第４四半期）

下記金額を１月18日に振り込みます。　（円）

費目	既支払額	今回支払額				合計支払済額
		単価	日数等	人数等	金額	
指導員賃金 指導員研修手当	1,863,000 24,840	103,500 1,035	3	2	621,000 —	2,484,000 24,840
指導員特別手当	460,000				—	460,000
指導員交通費	9,000	230 110 (2,100) 500	3	2	3,000	12,000
社会保険等負担分	288,630	16,035	3	2	96,210	384,840
健康診断料	3,200	1,600			—	3,200
互助会負担金	18,000	1,000	3	2	6,000	24,000
臨時指導員賃金	540,960	840	59	2	99,120	640,080
電話基本料	29,700	3,300	3	1	9,900	39,600
浄化槽管理費	—	30,000 35,000			—	
公団・共益費	—	9,100 6,500			—	
光熱水費	54,000	6,000 3,000	3	1	18,000	72,000
冬期暖房費	30,000	30,000			—	30,000
備品遊具等購入費	30,000	30,000			—	30,000
教具費	97,500	300	3	35	31,500	129,000
賠償責任保険	5,400	5,400			—	5,400
運営委員会会議費	29,166	70,000	3/12	1	17,500	46,666
学童運営諸経費	29,166	70,000	3/12	1	17,500	46,666
初度調弁費	—	300,000 75,000				
運営委員研修費	62,500	150,000	3/12	1	37,500	100,000
運営委員互助経費	4,166	10,000	3/12	1	2,500	6,666
総括事務経費						
合計	3,579,228				959,730	4,538,958

られていた。

一方、当施設としてはかねてから、社会福祉施設の地域性を重視し、地域の子ども会との合同行事や、地域住民の協力をえてバザーの開催などを行ってきた。

また施設長が、市の教育委員として在職中、その職務上、かねてより施設の地域社会との共存、施設の社会化、地域化をことあるごとに主張してきた。このような経緯から、自らの養護施設についても、その本来的役割としてもつ児童の健全育成のための近隣社会への何らかのサービス提供の必要性を訴えていた。そこにたまたま、学童保育所の開設を求める父母の要求が、当方の意向を知って、施設内に学童保育所の設置を求めるところとなった。市当局もこの計画を積極的に受け止め財政的支援を約束してくれた。当施設はこの地域の父母の強い要望を積極的に受け止めたが、特に養護施設入所児童と学童保育児童との関係を憂慮し検討を重ねた。父母の側でもよくありがちな施設アレルギーを示すこともなく、むしろ養護施設での学童保育という新しい試みに期待を寄せられているということで、とにかく始めてみようということになった。昭和54年5月、女児5名の入所でスタートした。

当子どもクラブの特色は、養護施設内での学童保育というメリットを最大限に生かそうということである。24時間開設の養護施設のもつ機能、つまり運用面で時間的な融通性をもちうるということである。例えば、定められた開設時間の前後であっても、家庭の現実の状況に即して臨機応変に対応して子どもを預かることができるということである。指導員も施設職員として常時施設で勤務しているから、付設とはいえ同じ施設、設備を共同している学童保育所のみを、定時に開閉しなければならないという状

西宮市立留守家庭児童育成センター条例

（設置）

第1条　市内の小学校低学年に在学する児童で昼間家庭において保護者の適切な育成を受けられない児童に対し、その健全育成および福祉向上を図るため西宮市立留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条　育成センターの名称および位置は、別表のとおりとする。

（定員）

第3条　育成センターの定員は、60人を超えない範囲内において市長が定める。

（入所資格）

第4条　育成センターに入所できる者は、つぎの各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1)西宮市内に住所を有すること。

(2)学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校またはこれに準ずる学校の第1学年から第3学年に在学していること。

(3)保護者の疾病、就労その他の理由により昼間家庭において適切な育成を受けられないこと。

(4)その他集団生活を営む上で著しく支障のないこと。

（入所申請等）

第5条　児童を育成センターに入所させようとするときは、保護者が予め市長に入所申請し、許可を受けなければならない。

2　市長は、当該育成センターの定員に余裕がないときは、入所の許可をしないことができる。

（許可の取消し等）

第6条　市長は、つぎの各号の一に該当すると認めるときは、入所の許可を取消し、または出席を一時停止させることができる。

(1)児童が第4条に規定する入所資格を喪失したとき

(2)育成料を滞納したとき

(3)その他管理運営上支障があるとき

（育成料）

第7条　入所の許可を受けた児童の保護者は、市長の指定する方法により育成料を納付しなければならない。

2　育成料は、児童1人につき月額6,000円とする。

（減免）

第8条　市長は、児童の属する世帯の所得状況等により、育成料を減免することができる。

2　市長は、児童の属する世帯において災害その他特別の事情があると認めるときは育成料を減免することができる。

（還付）

第9条　既納の育成料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（管理運営の委託）

第10条　市長は、育成センターの管理運営を法人格を有する公共的団体に委託することができる。

（委任）

第11条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

況ではないのである。また開設時間の如何にかかわらず、登校時間に台風や災害で、学校が臨時に休校するような緊急事態でも、誰もいない家に子どもを帰らせるようなことなく受け入れ、対処することができるといった利点もある。

さらに単親家庭の父や母が出張などで留守をする場合でも、必要ならば子どもを宿泊させることも可能である。いわゆるショートステイ事業である。

第2には食事の問題である。一般の学童保育所では、おやつを提供しているものの、保育時間が食事時間にかかる場合、つまり夏休み中は、弁当を持参するのが通例であるが、学童保育所に子どもを預けなければならぬ父母にはこれがかなりの負担になる。ところが当クラブでは、養護施設の給食を子どもたちに提供することができる。また先に述べた理由で帰りが遅くなり、夕食の時間にかかった子どもや宿泊を余儀なくされた子どもでも食事の心配をせずに過ごすことができるのである。

第3には、職員の勤務状況にも余裕をもつことができるということである。一般の学童保育所で2名の指導員がいたとしても、急病や休暇などで1名が休めば、かなり困難な状況になることは必至である。また補充要員が得られたとしても、資格や経験に欠ける臨時のアルバイトの要員になろう。しかし当塾では学童保育担当職員が休む場合でも、他の常勤職員でカバーすることが可能であるということである。他の職員も施設職員としての有資格であるばかりでなく、普段から学童保育所の運営を把握しているから、子どもたちへの対応も問題なく行えるのである。

第4に子どもたちの生活環境が変化するという利点である。学校内での学童保育所ではいつまでも学校にとどまっていることにより生活環境の単純化が指摘されることがあるが、当学童保育所（子どもクラブ）ではそのような問題点も必然的に解消されることになる。

既存の福祉施設が今後、地域福祉のセンターとしての役割を果たすべきであるとの論議は最近とみに盛んであり、その先達は地方に多いしそれなりの実績を積み重ねられていることに敬意を表さねばならない。しかしそれとてもその地域にある福祉ニーズに対応するのでなくては意味をなさないし、成果もあがらないといえよう。われわれの施設がその地域の児童に関するニーズに応え得たためにこのような事業が展開できたということである。しかし世にいう迷惑施設と呼ばれて、地域エゴによって拒否される今日の世情の中で、このように地域の父母から期待されることはうれしいことである。

しかしこれからの既存の福祉施設は、児童福祉であれ、老人福祉であれ、その範疇を超えて、広い福祉の視点に身をおいて、地域の福祉需要にどう対応するかという柔軟な体制が求められるものであろう。

さらに目前の現象に即応するのみでなく、その現象を生み出す社会的な状況にどう対決するかという姿勢も必要であろう。また社会防衛的な福祉ではなく、新しい福祉社会を創出する拠点としての役割と使命があると思う。

養護施設が、児童相談所から措置されてくる子どもたちを養育するという受身の姿でなく、これからの福祉社会の拠点としてのあり方を積極的に考えねばならない。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

教護院における家族治療の試み

神奈川県立国府実修学校 主査 辻 隆造（つじ りゅうぞう）

はじめに

教護院は、児童福祉の向上のために設置運営されている児童福祉施設であるが、名称はもとより、その目的・内容にいたっては、ほとんど一般に知られていないのが現状であろう。

そこで、教護院について多少の説明をしてみる。児童福祉法によると、「教護院は、不良行為をなし、またはなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。」と第四十四条に規定されている。そして、「教護院の対象となる児童は、その原因にはいろいろあるであろうが、社会に対する適応性を欠いた不幸な少年である。しかし、そうした少年でも、反社会的行為をする原因をさがし求めて、少年をしてこのような行動に走らせている諸種の障害を取り除き、適切な指導を与えることによって、社会に順応しうる人間にすることができるのである。しかも少年の行う反社会的行為には、少年みずからの性格が生来悪質であることに起因するというよりも、少年の育った環境（家庭環境を含めて）が少年に必要な欲望の充足を与えないで抑圧したり、または充足しすぎるために起こされたものが少なくない。従って教護院は懲治的立場から少年に臨むことなく、少年のもっている非行の原因を深く究明し、その行動上の疾病を治療することにより環境への適応性を増進して、少年が一日も早く社会の健全な一員に育成されるよう教育保護に努めるものでなければならない。」[引用文献(1)]

以上のような法的規定と教護内容により、全国に57施設（国立2、公立53、私立2）が設置されている。

1. 入所児童の家庭状況

それでは、どのような児童がこの施設に入ってくるのであろうか。それを知る手がかりの一つとして、児童の養育環境・家庭環境について考えてみたい。

神奈川県立国府実修学校（教護院）に入所した児童の最近7年間の保護者状況は表1の通りである。

この表からわかることは、全体に占める実父母の割合が低いことと、離婚・死別による父子家庭・母子家庭の多いことである。このことは、実父母が営む家庭に問題の発生が少ないということを意味しているのではなく、核家族化の進む現代社会において、片方の親の欠損が、いかに家庭における子どもを育てる養育機能の低下に結びつきやすいかということを表していると考えられるのである。教護院入所児

●表1.入所児童の保護者状況

保護者＼年度	57	58	59	60	61	62	63	計(%)
実父母	15	25	16	17	21	17	8	119(36)
実父のみ	7	5	17	12	5	7	15	68(20)
実母のみ	8	8	9	10	19	5	13	72(21)
実父継母	4	6	6	4	3	4	5	32(10)
実母継父	3	2	4	4	2	7	4	26(8)
その他	4	3	3	2	1	2	1	16(5)
計	41	49	55	49	51	42	46	333(100)

（神奈川県立国府実修学校事業概要より）

童の問題は、家庭・家族の問題にとどまらず、現代社会の養育機能の問題であると言える。つまり、入所してくる子どもたちの多くは、非行（反社会的行動）という問題以前に、養護・養育の問題を抱えた子どもたちなのである。

2.家庭・家族とのかかわり

家庭から切り離し、教護院に入所させた子どもたちを再び社会に送り出すには、大きく分けて2つの道があると言える。

第1は、本人の自立・自活の道である。入所前に依存していた家庭・家族を頼らずに、社会人として生活することである。この多くは住み込み就職という形をとる。

第2は、就職にしろ進学にしろ、家族のもとへもどる道である。一般に、子どもが家族に依存して生活する時間が長くなっているのは、高学歴社会と社会の豊かさの現れであるが、教護院入所児童も例外ではない。

このような社会的傾向と、前述の養育機能の問題を合わせ考えた時、われわれは、家庭・家族を指導・治療の対象にしなければ、子どもたちの健全育成は達せられないのではないかというはなはだ困難な時代を迎えていると思われるのである。

3.家族指導と家族療法

さて、養育機能が弱化するのは、親の死亡・離婚などによる経済的な側面もあるが、さらに重要なのは、家族の心理的な面であろう。

家族とは、家族員の相互依存と、日々の問題に対処しながら家族全体のバランスを調整維持している人間関係集団と考えられる。そこで、養育機能の低下が子どもの行動問題と結びつく時、そこには、同時に家族の調整機能の低下も存在しているものと思われる。この部分への働きかけが、家族指導であり、方法論的には、家族療法が有効なものの一つと考えられるのである。

そこで、家族療法について簡単に述べてみる。一般的には、家族を対象とする治療方法全般を家族療法と称しており、日本でも数年前より、さまざまな行動上の問題や精神科治療領域に使用されてきている。ここに述べようとしている家族療法とは、家族関係を重視したシステムズ・アプローチ(systems approach)である。

「システム」とは、秩序をつけて組み立てられた全体としての「組織」である。これは、人間の各器官

から、個人、家族、社会にまで及ぶものである。システムズ・アプローチでは、個人の精神病理や行動障害は、個人を取り巻くシステムの問題の反映であると考えるので、システムを変化させることにより、個人の問題も解消すると考える。家族システムは、家族成員の相互交流パターンによってつくられ、個人に最も影響力が強いものの一つと考えられる。

4.家族療法の特徴

家族療法には、多くの技法や他の治療法とは違った特徴があるが、有効と思われるもののいくつかについて述べてみる。

①仮説の設定（hypothesizing）

問題や症状が、家族システムの維持・安定にどのように役立っているかを仮設し、面接の中でそれを検証する。

②中立的な姿勢（neutrality）

家族員の誰にも肩入れせず、家族の中での被害者・加害者探しをしない姿勢。

③円環的因果関係（circular causality）

直線的因果関係では、原因が結果をもたらすが、円環的因果関係においては、原因と結果は相互に作用するものであり、家族の機能障害は、円環的な関係の中にある。

④再枠づけ・肯定的意味づけ（reframing positive connotation）

行動問題や症状に対する家族のとらえ方の脈絡(context)を変えることによって、家族の知覚を変化させ、悪いもの、無意味なものと思われていたものを、肯定的な意味あるものにする。

⑤解決努力の中止

問題を維持させているものは、問題を解決するために最善と思われて実行されている現在の方法そのものである場合が多い。この時は、この解決努力をやめることが解決への近道である。

⑥家族変化(成長・発展)論

家族は絶えず変化を強いられているものであるが、変化することに支障をきたした時、このサインとして症状や行動問題を呈する。

⑦課題(問題)の明確化

治療目標としては、達成可能なささいな課題を目標にすることで、家族のシステム全体が動き出し、結果的には大きな問題も解決へ向かう。

以上のような考え方を応用しながら、本教護院では、家族指導短期入所事業を昭和60年度から開始し、家族療法を実施している。

5.家族指導短期入所事業

この事業は、次のような提言により開始されたものである。

「家族指導とは、行動に問題のある児童の背景にはその家庭環境が深く刻み込まれているので、児童とともにその家族との治療関係を成立させることは処遇の重要な要件である。施設入所児童の家族ケースワークは原則として施設ではなく、児童相談所が行うこととされているが、児童の動きにあわせての、児童とともものダイナミックな働きかけには限界がある。従って、この二者択一の問題を解消し、新たな処遇方法を展開するものとして、家族指導の強化を図り、院内に家族指導の場を設定するとともに、関

●表2.短期入所プログラム例(宿泊コース)

〔1日目〕

時間	内容・目的	
10	オリエンテーション	短期入所の目的・日程の説明
11	施設見学	施設・学習・作業の様子見学
12	昼食	
13	児童・家族個別面接	対象児童との個別面接 保護者との個別面接
14		
15	親子作業(レクリエーション)	家族での共同体験作業 (合同家族描画・コンセンサスロールシャッハ) レクリエーション (体育館・プール・グランド・散歩)
16		
17	夕食 入浴	
18		
19	児童・家族合同面接	児童・家族の当面の目標・課題の確認 家族関係の観察・調整
20		
21	連絡・就床	日程の打ち合わせ等

〔2日目〕

7	起床 朝食	
8		
9	親子作業(レクリエーション)	家族での共同体験作業 レクリエーション (体育館・プール・グランド・散歩)
10		
11	休憩 昼食	
12		
13	児童・家族合同面接	家族関係の変化の観察 (家族体験を語り合う) 今後についての助言・介入
14		
15	関係者との連絡調整	今後のケース処遇について
16		

係機関や家族、学校等とのかかわりを調整し、必要に応じて地域からの相談に乗り、地域への働きかけもできる体制が望まれる。

また、家族短期入所については、入所児童の家族ケースワークは児童相談所との相互協力により進められるべきものであるが、児童の養護性の回復の一環として、施設が家族指導を積極的に行う必要がある。このため、児童の入所機能にあわせて、家族が一時的に院内に宿泊できる場を設け、集中的に家族に対して、あるいは親子一体の指導を行う。これによって、親たることの再認識、親・子としての自覚、あるいは相互の理解、愛情を深め、しつけを再発見し、養護性の回復とともに家庭・社会復帰を早める一助となり得る。これは、従来の施設処遇にはない、新たな方法としてその展開が期待される。」[引用文献(2)]

この事業を実施するために、家族指導短期入所寮

●図1.家族指導短期入所寮

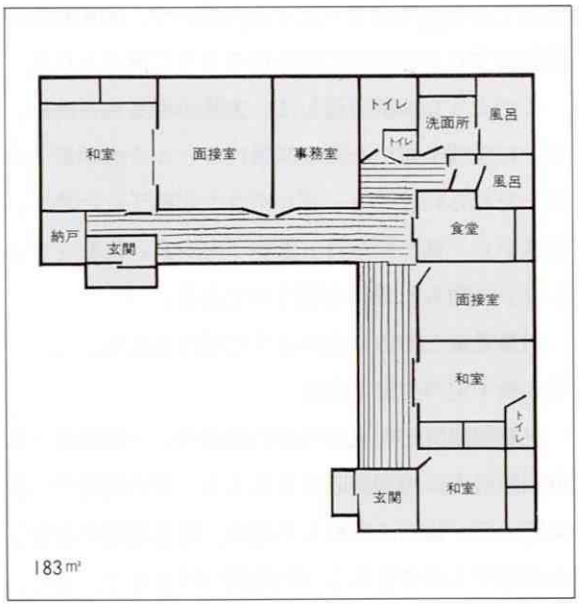

が設置され、一般相談、家族相談（日帰りコース・宿泊コース）が用意されている。面接・レクリエーション・作業等のプログラムは、家族が共通体験をすることによって、家族関係が再構成されるように考えられている。(表2、図1)

プログラムの中で最も重視されるのは、家族での共同体験作業や家族合同面接である。対象家族は、概して家族内のコミュニケーションが少なく、関係が疎遠である。これは、言語的な面でも非言語的な面においても言える。そこで、非言語的なコミュニケーションを促進するためには、家族全員で体を動かしてみることがよい。屋内・屋外でのスポーツやゲームである。また、家族観察に重点を置く時は、家族で一枚の絵を仕上げる合同家族描画や、ロールシャッハテスト用の図板を使った、コンセンサス・ロールシャッハが行われる。

家族合同面接は、家族全員を対象とした言語的な面接である。家族員それぞれの思いや、家族員間の微妙なずれが言語的に語られるように進められる。

このような体験を通して、家族の凝集性を高め、互いに感情や思いを語る家族内ルールを再学習することをねらいとする。プログラムが終了した時に、家族から「楽しかった」とか「何か良い体験をしました」と語られるのを願うのである。

対象児童と家族は次のように分けられる。

①入所予定の児童と家族

児童相談所が在宅指導中の児童や、一時保護（児童相談所内に短期間収容すること）中の児童で、教護院入所が適当と判断した場合、対象児童が安定した状態で入所できるように動機づけること、また、家族に対しては、施設理解と入所後の協力体制づくりを考慮した指導をする。

②入所中の児童と家族

入所中の児童で、家族関係に問題があったり、家庭引き取り後の家庭内での安定をはかるために、家族調整が必要な児童・家族に対して指導する。

③処遇判断の児童と家族

児童相談所・青少年相談所等の相談機関や、医療機関がかかわっている児童で、今後の処遇方向を考えるため指導依頼された児童に対して、行動観察・面接等を実施し、適切な処遇方針を立てること、また、家族関係に問題がある場合は、家族面接を実施して家族調整をする。

④退所した児童と家族

教護院を退所した後の在宅生活を支えるために、定期的な本人指導や家族調整をする。

おわりに

教護院が、児童本人の指導のみならず、家庭・家族への指導・治療にいたる経過とその必要性について述べてみた。対象となる児童とその家族は、複雑な問題を抱えており、児童個人への指導だけでは、問題解決が困難な事例が増えてきているのではないかと思われるのである。

〈引用文献〉
(1)新版児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説、時事通信社、1982。
(2)神奈川県教護施設再整備調査研究委員会編：教護施設再整備基本構想、1981。
〈参考文献〉
(1)全国教護院協議会編：教護院運営ハンドブック、三和書房、1985。
(2)日本家族心理学会編：家族療法事典、星和書店、1986。
(3)鈴木浩二：家族救助信号、朝日出版社、1983。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

養護施設に連なるグループホームの実践

二葉学園長 小坂和夫（こさかかずお）

1. グループホームを始めたいきさつ

二葉学園がグループホームを検討し始めたのは、東京都児童福祉審議会のグループホーム制度への取り組みの必要を取り上げた具申「新しい社会的養護計画に向かって」が出された1978年からであった。

その頃、一般的に親との関係づけを養護のポイントとすべき児童が増えてきたといえたが、特に二葉学園では1974年から家庭関係の調整に力を入れて進めてきた結果、児童の在園年数の短期化が顕著となり、平均で2年を割る状況が生まれていた。施設の家庭代替的機能をもたせながらも、児童にとっては現実的に施設は家でなくなっていた傾向の中で、施設が何を追求していくか考えなければならなかった時でもあったが、まだまだ長期に家代りを必要とした児童が生活していた状況でもあった。

そこで、二葉学園では5年間を見通した1978年度方針に、養護をより効果的に進めるべく、かつ多様なニーズに応えられる選択肢の拡大をはかるため、グループホームを分園として位置づけ、①本園における養護＝成長援助教育的養育＝短期目的養護、②分園における養護＝代替環境的養育＝長期一貫性養護の2本の柱をもとに養護を進めることを打ち出し、今日に至っている。すなわち、本園では家族の不安定な人間関係や生活環境不良などに起因した登校拒否、虐待あるいは非行などの要養護児童のために、養護処遇の内容が集団的生活訓練や家族の人間関係の調整指導、あるいは環境切り離しなど短期間の教育的訓練的要望に応えられるものとした。そして、分園には、親子関係が希薄であり、比較的長期に施設生活を送らなければならない児童が、職員と共にする家庭学習、より一貫した協同生活、さらに自ら生活を創り出していけるような養護の本来的な家庭代替としての役割を期待したのであった。

2. グループホーム8年間の実践

(1)1981年～1985年・第Ⅰ期分園の取り組み

1982年4月に東京都がファミリーグループホーム制度要綱を作成し試行を実施する前年の1981年6月、先駆的に法人の財源で本園から2kmの距離にある閑静な住宅街に7LDKの中古家屋を取得し、夫婦職員と実子2人も住み込み、4人の児童が入居して第Ⅰ期の分園として児童の状況や構成を考慮のうえ向こう4年間の期間を目途にスタートした。

養育不適切な母によって幼い時から放任状態で、

小学６年まで家庭にいたとは言え、生活経験に乏しかった中学３年のＡ子。父母の離婚により２歳の頃から継母に育てられ虐待をうけ小学校入学時に入所、以後実父はサラ金の取り立てから逃れるため行方不明の小学６年のＢ男。離婚した母と生活していたが母行方不明となり、母方祖父母が母の家出後一時養育していたが手に負えず入所、母の放任状態で育てられ強い劣等感と甘えを根にもっていて、人間関係上の難しさを感じさせた小学６年Ｃ子と小学４年Ｄ男の姉弟。以上の４人を在園していた児童の中から意思確認を行ったうえで選び、総勢８人の大家族生活の始まりとなった。

グループホームは特に意図することなく近隣と交わり合い、日常の生活を通して地域に根づいていくことから存在自体がすでに重要な意味をもつと考え、地域に関して対応をどのように進めていくかは、まず共に生活する児童の心情を大切にしていくことを第一とした。初めから「施設の一形態です」として地域に入ることはどのように住民が反応を示すか未知の状況下で性急すぎると考え、徐々に日常的な近所づき合いが密になっていくうちに理解してもらうことにした。しかし、新しく通学することになった小・中学校にはグループホームの主旨を説明し理解を求め、両隣だけには学校にしたと同様に事実を説明したところ、「大変ですね。家では自分の子どもをみるだけで精一杯なのに。いろいろわからないことがあったら言ってください」といった具合にグループホームについて関心を示してくれ、他の近隣へは、「事情があって子どもが大勢おります」とだけさらりと挨拶したところ、とりたてて拒否的反応は感ぜられず、比較的スムーズに近隣住民の一員として迎え入れてくれたのであった。

それまで本園での集団生活に慣れてしまっていた児童は、２～３軒隣りまで聞こえる大声での会話、階段をかけあがる、家全体がひびくような足音、家の中でボール投げをする、追いかけっこをするなど、鉄筋造りの大舎制の建物の生活から抜け出すまでしばらく時間がかかったが、普通の住居にあった生活意識をもつよう指導し、職員だけでなく児童も一体となって近隣づき合いに留意したところ、挨拶なども自然にできるようになり、「近所づき合いって大変なんだね」というように、地域社会での生活の仕方が身について地域社会の一員としての自覚ももてるようになっていった。そして、児童と友だちとの関係も予想以上に広がった。気楽に連れて来れるということが最大の原因であったようだ。行動範囲も自転車を利用して最大限行ける所まで広がっていった。また、職員と一緒にあるいは一人で買物に行くお手伝いが楽しみとなり、経済観念がめばえ、食料品などの買物の参考にと、まず折込広告への関心から始まったのか、いつのまにか新聞記事にも目を通すなど社会への関心や話題の広がりへとつながっていった。さらには友だちやその家族も招待したり、さまざまな人間関係が織りなす体験を通して、児童の生活圏の拡大は本園生活で得るものより大きかったと思われる。

夫婦職員の生活を核に生活感覚をつかめ、あるいは人間関係作りの努力を行えるようになった４人の児童は1985年３月に分園を巣立っていった。私立高校を卒業したＡ子は化粧品店に勤め、母を支えていくことになった。中学を卒業したＢ男は自動車整備

士になることを希望して職業訓練校併設の養護施設に入れることになり、暗かった表情の面影は消え去っていた。人間関係に自信のついたC子も中学卒業後は祖父母のもとから都立高校に通学することになり、弟のD男と共に家庭復帰できた。そして、4年間にわたって多くの困難に直面した夫婦職員も、第Ⅰ期分園の目標を無事に全うし、肩の荷をひもといて本園の勤務に戻ったのであった。

(2)1985年～1989年・第Ⅱ期分園の取り組み

第Ⅰ期分園の取り組みが終了する以前からすでに第Ⅱ期分園検討委員会が発足し、第Ⅱ期分園の対象児童、職員体制、運営方法などの検討がなされていた。その結果、在園3年半になり、1年前に母親が病死し身寄りもなく長期養護が必至となった小学5年A男、中学1年B男、中学2年C子、中学3年D男、高校1年E男、高校3年F子の兄弟姉妹6人が同じ屋根の下で生活できる分園において生活訓練を行いながら、兄弟姉妹としてのきずなを強めて、将来、協力し助けあって自立していけるための土台を作ることを目標とした。期間は中3D男が高校を卒業し社会自立するまでの4年間とし、兄弟姉妹での生活自立のための側面的な援助を中心と考え、職員は通勤交替制の男女ペアで担当することになった。

ところが、兄弟姉妹に本園から分園への生活移行について意思確認をしたところ、中学生の3人が第Ⅰ期分園の通学校に転校するのは絶対にいやだと拒否したのであった。中学生ともなれば友人関係を大切に考えたい気持ちも理解できることから、本園と同じ通学範囲に所在する分譲住宅の1軒と2km離れた第Ⅰ期分園の住宅との不動産等価交換を思い切って行い、第Ⅱ期分園を出発させたのであった。今度は本園から徒歩5分の新築4LDKの建物で、本園職員からの応援も手近となり、本園と分園の児童の交流も容易に行えるなどの利点も生じた。

1985年4月6日に入居し、全員が転校することもなく兄弟姉妹いっしょに暮らせることが実現し喜びも大きかったようだ。最初に分園での兄弟姉妹の生活目標、役割などについて確認の上それぞれ年齢にそった理解をし、兄弟姉妹だけだったので人間関係上のトラブルもなく積極的に生活作りが始まった。年齢の高い児童ばかりなので自分の役割以外でも気がつくと、掃除、買物、食事の支度などを手伝い、自分たちでやるんだという意識を始終もっていた。

3年半の本園生活の間、男子居室、女子居室、年齢構成上の制約などから離れた生活を余儀なくされ、兄弟姉妹であっても一歩おいて気遣い合っていたり、兄弟姉妹間のしがらみも感ぜられなかった状況を本来あるべき自然な関係に改善させたいと願っていたわけである。その通り分園生活にも慣れ、時がたつにつれて兄弟姉妹同士のありのままの姿がでるようになり、とっくみあいの兄弟げんかがあったり、あるいは「お姉ちゃんって立派だなと思っていたけれど、意外とルーズな面があるんだな」と、弟たちからの批判や不満もでるなど、分園が兄弟姉妹のきずなを結べるとっかかりの場となっていった。

1年後、長女のF子は大手の呉服問屋会社に就職し、寮生活に入った。初期の目的通り4年間はこの分園を兄弟姉妹6人のためのよりどころとするため、他の児童を補充せずにF子が気軽に里帰りできるよう配慮した。3年後、長男のE男がコンピューター

会社に就職したときに、弟妹たちが帰って来れるようにと、F子とE男2人で2DKのアパートを借りた。そして、4年後、次男のD男はそのアパートにひきとられ、アルバイトをしながら調理士専門学校に通うことになり、第II期分園は1989年3月に一応ピリオドをうった。担当職員は交替したが、残った弟妹3人は引き続き同分園で生活させ、他の児童2人を加えて新たに第III期分園養護が4月から展開している。

他方、第I期分園養護の効果を認識した上で、さらに職員の誰でもがグループホームを担当できる一般化への課題に取り組むために、複数のグループホームが必要であると考え、1986年4月から第2分園を開設していることを付け加えておきたい。

第II期分園の建物

3.イギリスにおけるグループホームの動向

ここでは筆者の1978年秋から1年間ロンドン郊外にあるグループホームの発祥地として名高いバーナードホームでの実習経験や、最近のイギリスの児童養護の動向などを紹介させていただき、わが国におけるグループホームの今後について考えるきっかけにしていただければ幸いである。

イギリスでは戦後一貫して要養護児童の処遇体系は、「児童はできるだけ家庭で育てられるべきである」という一般通念に基づいて、親のいないあるいは親もとに何らかの理由で正常な家庭生活を送ることのできない児童のために、1946年カーティス委員会の勧告によって第一義的に養子縁組あるいは里親委託に重点が置かれ、次善の策として施設養護が位置づけられた1948年児童法が制定された。施設養護といっても多人数収容形態は否定される風潮で、長年にわたり小規模ホームのさまざまな形態の研究や実践が展開され、施設養護が地域社会生活にとけこめるように、普通の街路に面した隣近所づきあいのできる普通の家を用いて、男女混合で多くても8人までの児童を生活させるグループホームと呼ばれる擬似家庭的施設での養護が主流をなしていたのであった。ところが、親の任意的同意を尊重していた1948年児童法制定からわずか20年を経て、親の養育怠慢、虐待などによって児童の発達が著しく阻害されている場合や、親の手にあまり、学童であっても十分な教育を受けていない、児童自身が犯罪を犯している場合など、保護と監督の必要がある時はいつでも少年裁判所が保護命令により親の同意なしで施設措置される児童の中で、1969年児童青少年法が制定され、かつての養護施設と教護院の区別が取り払われ両者の機能を統合するコミュニティーホームへと呼称が変わることになった。併せて偏在化している施設配置を適正化する児童収容施設地域計画システムを導入することになり、向こう10年間の1979年までにコミ

ュニティーホーム化への移行期間となった。法改正の後しばらくの間、グループホームで生活していた児童が、「どんな悪いことをして施設に入れられたの？」と尋ねられるなどゆがめられたイメージをもたれ、普通児童と非行児童の混合による養護に混迷した状態が続いたようであった。しかし、近隣の理解や協力によって成り立ってきたグループホームがコミュニティーホームに名称が変わっても、一朝一夕で特別視されることもなかったことを目の当たりにした。コミュニティーホームが単なるグループホームからの法的名称変更としてとらえるだけでなく、イギリスの社会情勢、家族変化など時代の流れに対応して、関係者が真剣に児童養護体系について議論の花を咲かせていたことも実感できた。

バーナードホームは、夫婦職員やその家族が住み込み児童と起居をともにし、家庭的雰囲気を重視したグループホーム養護を伝統的に行ってきたが、増加傾向にあった問題行動をもつ児童のために1979年からグループワークなどの専門技術を導入し、職員のチームワークによる治療的処遇へ転換がなされた。さらに、今日ではグループホームの利点を活用し、実親のもとへ家庭復帰が不可能な、たとえ容易でない高年齢児童であっても養子縁組や里親委託がスムーズにできるような日常生活訓練を行い、バーナード里親開拓チームが児童個々にふさわしい代替家庭を探し、在籍１年未満で委託を可能にしている。

ロンドンに次ぐ大都市バーミンガムの1988年度社会福祉報告書は今日の大きな児童問題として児童虐待を指摘している。児童虐待登録された児童は1985年４月の600名から1988年４月では910名に増加した。そのうち保護しなければならなかった児童は、精神的安定をはかるため基本的に里親委託されたが、他方では処遇困難な10代の児童が多く入所しているコミュニティーホームや、10代未満の児童を主に扱っている里親に委託されることが困難であった性的虐待を受けた10代や、身体的虐待を受けた多人数の兄弟姉妹などのケースのために、閉鎖していたいくつかの施設をグループホームに指定して弾力的に活用した報告がなされていた。

4.結びにかえて

さて、日本では戦後1947年に制定された児童福祉法による養護施設の目的や機能は40余年間そのまま据え置かれている。その間に、イギリスでみられてきた児童養護の変遷に遅れること10年ないしは20年かもしれないが、わが国でも児童の高年齢化、処遇困難化、家族背景の問題化、児童虐待の増加など、多様なニーズが登場し、それらに対応しなければならなくなっている状況は同様となっている。

わが国の児童養護はイギリスの里親養護中心とは逆に施設養護を中心に依拠されてきた背景をもち、イギリスと比べてもより高度な専門性をもつ施設職員がいるといってもさしつかえない今日、また国際的なノーマライゼーション化の流れの中で弾力的な地域性をもった施設運営を可能とするためにも、そして、国連で児童の権利条約が採択されて児童が施設を選択する時代が到来しつつある状況下に、児童福祉法を見直して全国的にグループホームを認知のうえ、児童養護方法の選択肢を増やしていくことは急務の課題である。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

石川県自立援助ホーム

その成立過程と問題点

石川県養護施設協会長／養護施設 林鐘園長 荒崎良徳（あらさきよしのり）

はじめに……

昭和60年、石川県の自立援助ホームが発足してから5年たちました。いろいろな意味での試行錯誤を繰り返してきた5年間ですが、その間にホームを訪ねてくださった人たちの多いことに、改めて驚いています。

中部6県は無論のこと、東北から沖縄まで、ほとんどの都府県からおみえになりました。そして、そのすべての人たちの真剣なまなざしにも驚き、感動したことでした。そこには、いわゆる儀礼的訪問や、もの珍しさにひかれての見物的訪問の影は全くなく、心の底から「自立援助ホームをどうしたら設立できるだろうか……」と願われての訪問がすべてでした。従って、お尋ねになる質問もポイントをおさえた重要な内容のものばかりであり、お受けする私の方も真剣にならざるを得ない状態でした。そこには、一つのことを真っ正面からとらえて本音で語り合うことの楽しさが満ちていたように思います。

ともあれその現象は、自立援助ホームの設立を熱望する願いが全国的に高まってきた何よりの証拠だと思うのです。そして、その願いは形だけのものではなく、心底から子どもたちの幸せを求める願いであることが直に伝わってくるのです。

養護施設に関係する人たちが、自立援助ホームを含めて養護児童のアフターケアに真剣に取り組み始めたということは、児童養護の大きな飛躍だと思います。「何とか中学卒業まで面倒をみてやればいい、後は本人の努力次第だ」などと口にして、自立するにはほど遠い子どもたちを、せちがらい世の中へ無造作に送り出してきた今までの養護の在り方を、施設自らが厳しく問い直し始めた画期的なこととしてとらえるのです。

幸い、石川県では施設職員たちの努力によって、いちはやく自立援助ホームが設立され運営されています。東京に次いで二番目、地方では最初という、いわば先進県という立場に立たせてもらっています。そのために、あらゆる面において試行錯誤を繰り返しておりますが、その一つ一つが次の段階への手掛かりとなることを考え、模索を続けています。

といっても、後述するように、正直言ってまだまだ不安定な状況です。特に、組織や運営の面において、たくさんの欠陥を抱えています。いつ崩壊するかわからない、と言っても過言ではありません。

そんないろいろな問題点も含めて、石川県の自立

援助ホームがたどってきた状況を記し、ご参考に供したいと思います。

1. 設立……

設立の直接のきっかけとなったのは、処遇職員たち（指導員と保母）が昭和58年に行った「退所児童の追跡調査」と、その結果を真っ正面から受け取ってほんとうの児童養護の在り方を改めて思索し始めた職員たちのエネルギーでした。

もちろん、その数年前から退所児童に対する組織的なアフターケアの必要性が、施設職員や児童相談所職員の間で話題になっていましたが、実現への具体的な動きにまでは達していませんでした。

そんな気運の中で、昭和59年、児童相談所長が各養護施設長を招集して、自立援助ホーム設立の是非を諮問しましたが、意見の一致をみるには至りませんでした。

石川県には７つの養護施設と１つの虚弱児施設があります。虚弱児施設といっても、養護施設に近い内容の施設なので、この８つの施設が『石川県養護施設協会』を結成して、情報交換やいろいろの研修を行っているのです。

児童相談所長が招集したのは、この８つの施設の施設長でした。先に、自立援助ホームの必要性をそれぞれの思いで認めていた施設長たちですが、いざ公的な立場に立っての発言を求められますと、８人が８通りの意見を述べる結果になってしまいました。「自立援助ホームを設立すると、それに甘えてしまって、現在の施設養護が手抜きになる危険性がある」「養護施設は、児童福祉法の範囲内で養護を行えばいい、児童福祉法を逸脱するようなホームの設立は危険である。第一、措置費の対象とならないではないか」などという意見さえ出てきました。

その状況を見て、児童相談所長は「ホームの設立は時期尚早である」と判断し、改めて機が熟するまで待とうという結論を出さざるを得ませんでした。

各施設長は、それぞれに複雑な心境でその結論に従いましたが、どうしても納得できなかったのが処遇職員、特に中堅指導員たちでした。彼らは「退所児童の追跡調査」を実施し、目の当たりに退所児童の暗澹たる現状を直視していたのです。だから、他の誰よりも自立援助ホームの必要性を痛感していたわけです。

そこで、中堅指導員たちは、直接、所管課である石川県婦人児童課へ嘆願に行きました。自分たちの実施した追跡調査の資料を携え、心をこめてホームの必要性を力説したのです。

その熱意は、担当官を動かしました。そして、ついには「高校へ進学した子どもは施設に居ることができるのに、中卒で就職する子どもは、しっかり自立する能力が整えられていなくても、就職したからという理由で施設から出なければならないということは片手落ちである。しかし、法的にはどうすることもできない現状であるから、民間の熱意に頼るしかない。その気持ちでわれわれも精一杯援助しよう」という激励まで頂戴することになったのです。

このことについて、後日、某氏から「青年将校のクーデターみたいだな」という批評をいただいたり、某施設長から「指導員などという下の者によって、施設長が振り回される風潮は困る」というクレーム

をつけられたりしたことも事実です。

しかし、私は中堅指導員たちが立ち上がって行動を起こしてくれたことを感謝しています。事実、クーデターのようだと評されても致し方のない形態だったかも知れませんが、そのことによって、形だけでも施設長がまとまり、そして、今すぐにでも救わねばならない子どもたちが何人か救われたわけですから、感謝するのが当然だと思うのです。「下の者に振り回される」という考え方に至っては論外です。本来、施設長とは、指導員や保母の要望をキチンと受け取って、適正に処理することが職務です。直接処遇を担当している指導員や保母の要望に耳を傾けてこそ、誤りのない養護施設運営ができるものと思っています。

他の都府県からの視察者に、私は言います。「石川県の自立援助ホームが、県下の全施設職員のバックアップを得ながら運営できるのは、中堅指導員が行動を起こしてくれたお陰だと思っています。これが、行政当局や施設長サイドによって発足したホームであるならば、現在のような盛り上がりは期待できなかったでしょう。

上からの命令だけではなく、自分たちの意志が加わってスタートしたのだという誇りと責任感が、いろんな面で出てくるのです。たとえば、『支援する会』を結成してカンパや募金を行ったり、全職員が協力して運営資金のためのバザーを行ったり、また、日常はホーム長をいろんな面で助けたり、とても素晴らしい状態が続いています。

だから、活力のあるほんとうのホームを発足させたかったら、施設長は一歩退いて裏方に回り、職員たちの意志の結集を第一のエネルギーとしてお考えになったらいいでしょう。また、職員がそれだけのエネルギーを出せないような状態でしたら、せっかくホームの設立を計画なさっても、形だけのものになってしまうと思います」。

中堅指導員たちの熱意にうたれた県当局は、次のような指導をしてくれました。

「いかに大切な仕事であっても、単なる任意団体に対しては県の補助金は出せない。しかし、養護施設協会を自立援助ホームの設立母体にすれば補助金は出せる。だから、協会に所属する施設の施設長が連名してホームの必要性を県知事に訴えるような具体的な動きをしてほしい」。

これを受けて、中堅指導員たちは、協会の会長である私の所へ、その取りまとめを依頼に来ました。

いったんは「時期尚早」として否決されたことを、一週間もたたないうちに「全員合意した」という署名捺印の形にしようというのです。さらに、県予算編成の締め切り間際の時期です。無理であることは承知していましたが、中堅指導員たちの熱意にうたれた私は、半ば強引に署名捺印を集めて回りました。このやり方が今日まで尾を引いて、運営上のいろいろな問題のたねになっていることも事実です。例えば、二言めには「納得のいく話し合いがなかった」と批判され、円満な協力態勢づくりを阻んでいるのです。

ともあれ、形だけでも８施設の合意が成り立ったというので、県当局から500万円(現在は550万円)の補助金を得て、石川県自立援助ホームは昭和60年４月１日設立されました。

2.現況……

平成元年度の予算書(別表)を掲載して、現在の運営状況の説明に代えます。十分だとは言えませんが、何とか運営を続けております。

大切なことは、その中身です。現在までに19名の子どもたちを自立させ、今、8名の子どもを収容していますが、これはひとえにホーム長のお陰だと考えています。

視察や研修に来られる方に、私は言います。「自立援助ホームは、人材による仕事だと思います。つまり、ホーム長の人選いかんによって、自立援助ホームになるか、単なる下宿屋になるか、が、決まると思うのです。単なる下宿屋は、誰にだってできる仕

〔別表〕平成元年度 石川県自立援助ホーム 収支予算書

1.収入の部

科　目	予算額(円)	説　明
1.石川県補助金	5,500,000	
2.金沢市補助金	450,000	
3.助成金収入	2,450,000	石川県養護施設協会助成金(バザー益金) 1,450,000円 日本生命財団助成金 1,000,000円
4.施設協力金	1,440,000	養護施設協会所属施設協力金 月額20,000円×6施設×12ヵ月
5.児童負担金	2,604,000	自立援助ホーム入所児童負担金 1人1ヵ月 31,000円×12ヵ月7人
6.保護者協力金	600,000	入所児童保護者協力金
7.寄付金収入	1,800,000	自立援助ホーム活動を支援する会よりの寄付金等
8.雑　収　入	1,236,815	自立援助ホーム職員および家族の食費・光熱水費・日用品費・燃料費・預金利子等
合　計	16,080,815	

2.支出の部(事務費)

科　目	予算額(円)	説　明
1.職員俸給	5,916,800	
2.職員諸手当	2,663,243	
3.法定福利費	704,772	
4.賃　金	0	
5.厚生経費	120,000	
6.旅　費	150,000	児童指導旅費およびグループホーム研究会出席旅費等
7.一般物品費	30,000	
8.固定資産物品費	0	
9.印刷製本費	40,000	援助ホームだより
10.燃　料　費	192,000	公用車ガソリン代
11.修　繕　費	50,000	公用車修繕費
12.役　務　費	340,000	電話代・社協火災保険料・浄化槽点検委託料・公用車諸費
13.借料・損料	530,000	家賃・駐車料等
14.各所修繕費	1,000,000	作業小屋拡張工事費、その他
15.雑　費	80,000	
合　計	11,816,815	

3.支出の部(事業費)

科　目	予算額(円)	説　明
1.給　食　費	3,000,000	
2.保健衛生費	60,000	
3.教養娯楽費	200,000	
4.日用品費	100,000	
5.光熱水費	504,000	42,000円×12ヵ月
6.燃　料　費	120,000	石油代
7.器具什器費	150,000	洗濯機・ミシン・ジャー等
8.修　繕　費	30,000	電気製品・ストーブ・ボイラー等の修繕
9.援護活動費	50,000	入退所時の身の回り品費および付随的費用
10.被　服　費	50,000	入退所児およびホーム利用者の布団・毛布等
合　計	4,264,000	

事ですが、本当に子どもたちを自立させるという仕事は並大抵のことではありません。ほとんどの子どもが非行や登校拒否の前歴があり、心の深いところに辛い葛藤を抱え込んでいます。それを理解し、根気よく解きほぐしていくということは、決して口先だけでできることではありません。それこそ、命をかけた日常の生活態度の中で、ごく自然に行われることだと思います。

例えば、一つの例で言いますと、子どもを取り返すために、単身、暴力団の組事務所に交渉に行くというような気構えです。勿論、こんな危険なことを褒め讃えるわけではありませんが、その気構えが子どもたちに自然に伝わってゆき、ホーム長を心から信頼する好ましい関係が成り立ってゆくのだと思うのです。

そんな意味で、自立援助ホームにとって最も必要なのは、何と言っても優れたホーム長そのものに違いありません」。

石川県自立援助ホームは、幸いなことに、素晴らしいホーム長に恵まれています。ある施設長は「あのホーム長は、県内の施設職員にとって、カリスマ的存在ではなかろうか」とさえ批評します。その言葉には一種の危惧感も含まれているように思われますが、一面、そこまでの幅広い信頼感がなければ、この仕事はできないだろうと考えるのです。

3.将来……

編集部の意向に反して、極めて抽象的な記述を続けてきました。具体的な要覧のような内容を期待された方には申し訳ないことだと思っています。しかし、今、最も必要なことは、形式を整えることではなく、自立援助ホームを設立し運営する人間の心を整備することだと思い、あえて、このような記述にしたわけです。

結論的に言えば、これからの養護施設の在り方も含めて、自立援助ホームは「みんなで設立し、みんなで運営する」方向に進むべきだ、と提言したいのです。そして、その「みんな」とは、施設職員のすべてと、施設にかかわる人のすべてを指します。そのすべての人々の知恵を結集してこそ、誤りの少ない前進ができると思うのです。

さらに、将来への展望を述べれば、自立援助ホームは厚生省の縄張りを越えて、法務省・文部省を抱え込んだ大きな立場に立つべきだと考えます。

石川県の自立援助ホームができたとき、真っ先に打診してきたのは家庭裁判所でした。少年院へ送致するのも厳しすぎるし崩れた家庭へも帰せない、そんな子どもを預かってほしい、という問い合わせでした。次に申し込んできたのは、某高校の生徒指導係の教師でした。校則に違反して退学処分になった子どもを再起させるために面倒をみてほしい、という申し込みでした。

それらのさまざまな事例は、まさに氷山の一角に過ぎません。いろんな原因で崩壊してしまった家庭が、今、全国に溢れていると思うのです。そして、その崩壊の犠牲となって、自立する心を教えてもらえなかった子どもの数は量り知ることはできません。それらの子どもたちのためにも、これからの自立援助ホームは力強く機能を果たさねばならないと考えるのです。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

里親の開拓拠点・養育家庭センター

東京育成園養育家庭センター 指導員 若尾博通（わかお ひろゆき）

はじめに

東京都が養護施設に窓口を置く里親制度「養育家庭制度」を発足させたのは、昭和48年4月のことである。

この時から東京都の里親制度は養子縁組里親制度と養育家庭制度との二本立てとなり、養子縁組里親は従来通り児童相談所を窓口とし、養子縁組を目的としない養育家庭制度は、東京都が指定した養護施設が窓口となって活動を始めたのである。

以来、養護施設に併設された養育家庭センターは本制度の要として、里親の開拓と児童の委託にかかわってきている。

養育家庭制度発足の背景

昭和23年児童福祉法に基づいて歩み始めた里親制度は、戦後の混乱した社会の中で、子どもたちに家庭を提供し、養護施設と共に児童福祉に重要な働きをしてきた。

しかし、経済成長のめざましい発展をとげた中で社会情勢は変貌し、当然のこととして、子どもたちを取り巻く環境も変化し、あわせて、養護ニーズも変化してきた。東京都における里親養護の状況は、昭和32年に委託家庭数903家庭、委託児童数980名、委託率46％をピークに年々減少の一途をたどり、昭和47年3月においては、里親の登録数1,446家庭、委託家庭数251家庭、委託児童数301名で、委託率17.3％となった。また、年間解除児童数112名中養子縁組したものは81名（72％）と、養子縁組が主体となっていた。

一方、施設養護の状況はといえば、昭和40年以降、乳幼児の増加にともない、乳児院の在籍率は100％を超え、養護施設においても幼児の在籍児全体に占める割合が30％にせまる状況であった。このような状況の中で、乳児院から施設生活を送っている児童に、家庭生活体験をどのように習得させるかという個別的処遇化の課題が生まれていた。以上のような状況をふまえ、東京都児童福祉審議会は昭和47年に「東京都における里親制度のあり方について」の意見具申を出した。

この中で、現状の問題点として

1.要養護児童の質的変化にともなう養護の多様化および、離婚、家出等により家庭崩壊児童の増加、中でも幼児の増加があげられ、それに対応した個別的処遇の要請が高まってきたこと。

2.施設と家庭を社会的養護の担い手として相互連携のもとに人格形成の積極的援助を試みようとする動きの台頭があること。

3.地域社会においては、余暇の増大、生活の合理化などの生活条件の変化から、住民の社会的役割を果たすための行為として、ボランティア活動の台頭が顕著になってきたこと。特に家庭婦人の児童養育への協力、参加により日常生活に生きがいを見いだそうとする意欲がうかがえること。

とし、養育家庭制度を「地域で在宅のままケアを展開する」とする考え方のコミュニティー・ケアを具体化するものとし、表1の児童養護の体系の中に位置づけたのである。

養護施設併設の養育家庭センター

養育家庭センターを養護施設に併設させることは本制度の特徴の一つであり、このことは児童福祉審議会の意見具申の中でも明確に方向づけられている。その理由は養護施設の地域社会における児童養護の拠点としての機能を新たに加える必要性を示唆し、養護施設は専門化とその総合化によって、相互にダイナミックな社会的養護を展開させ、児童処遇の拡大を図るべきだとした。そしてコミュニティー・ケアの見地からも、養育家庭を積極的に開拓、指導していくためには、その窓口を開き、一層地域社会に密着させる必要があると述べている。

養育家庭制度

養育家庭制度とは、養護に欠ける児童により個別的な処遇を与えるために、家庭での養育が望ましい児童を期間を定めて里親家庭に委託し、専門性を持った養護施設との協働のもとで養育する、というもので、

1.養育家庭センターは、①養育家庭制度の専任職員を2名以上置き、②養育家庭に対する相談指導のための必要な設備を備える。

また、センターの業務としては、①養育家庭希望者からの相談および申し込みに応じ、②養育家庭への児童紹介およびよき組み合わせを図り、③養育家庭に対し、養育の指導と助言を行うとともに、児童の養育状況の把握に努め、④児童を養育家庭で養育することが適当でないと判断した場合は、

表1 児童養護の体系

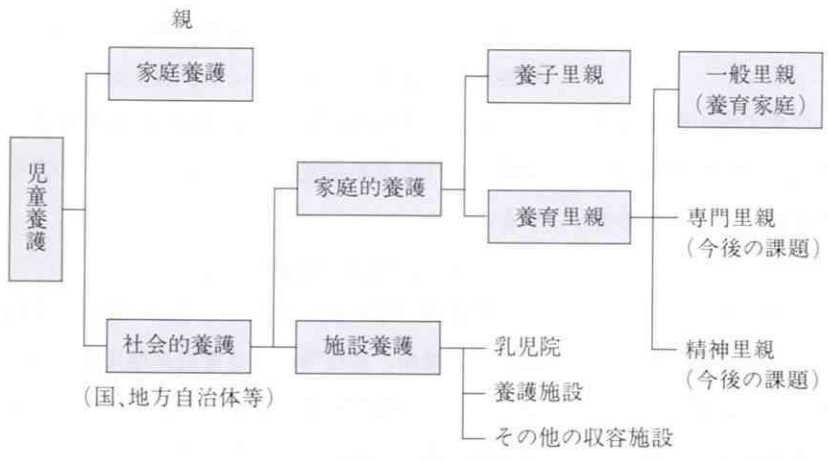

児童の施設への復帰など児童相談所と連携して行う。

2.対象児童は特に限定せず、家庭委託が困難な児童を除いたすべての児童とし、当面は幼児を中心とする。

3.養育家庭は児童福祉法にいう里親のうち、次の要件を満たしたもので、①委託児童との養子縁組を目的としないもの。②委託児童の性別、年齢等についての選択を児童の福祉の尊重の観点から行うもの、をいう。

4.児童の委託は、児童福祉法第27条第1項第3号に基づき、児童相談所長が行い、表2のような流れとなっている。

養育家庭委託の概要

昭和48年養護施設を窓口とする養育家庭センターが4ヵ所(直営1、民間3)が開設され、以降順次増設され、昭和62年には乳児院を窓口とする養育家庭センターが開設されて現在は9ヵ所(直営1、民間8)となっている。

この間に養育家庭登録総数は775家庭、782名の児童が委託された。発足当初より毎年60家庭前後の新規登録があったが、55年頃より新規登録家庭が40家庭前後に減少し、あわせて、養育を終了された辞退家庭が増加してきたことで、登録実数は270家庭前後と横這いとなっている。また、その頃より、委託率は70%を越える状態がつづいており、委託率の高率は、里親のニーズには応えているが、反面児童委託にあたっては、家庭を選択する幅が狭くなることを意味し、児童委託を困難にしている。従って58年頃からは委託児童数も280名前後と横這いの状況にあ

表2 児童が委託されるまで

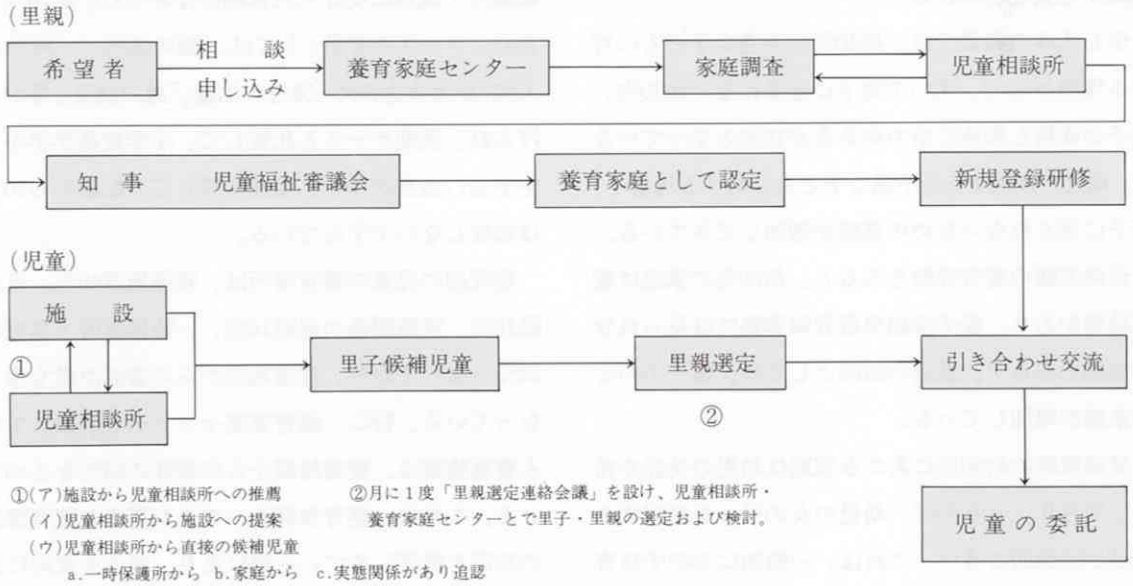

る。

委託家庭の委託児童数は１家庭に１名の委託が約75％であるが、養育の実績を重ねる中で複数受託の家庭も増加してきている。

養育家庭の状況

養育家庭を開拓するうえで、登録家庭が、「どこでこの制度を知ったのか」ということは重要である。30％前後の家庭は「広報」(都および各市区報など)で知り得ており、開拓のうえで広報活動が基盤となっているといえよう。

実際に制度の存在を知ってから申し込みに至るまでの期間が、２～３年あるいはそれ以上という家庭も多いことは興味深い。ＴＶラジオを通じて知った家庭は、２％と低いのは前述のように熟慮した上で申し込みに至る傾向が強く、手元に残る形での広報活動が必要と思われる。

申し込みの動機では、約40％は不遇な子どもに対する理解からで、次いで実子に恵まれないが30％、実子が成長し家族に余力があるが10％となっているが、最近の傾向として不遇な子どもに対する理解と、実子に恵まれないための家庭が増加してきている。

登録家庭の養育経験をみると、約60％の家庭は養育経験があり、養子縁組里親登録家庭には見られない状況であるが、最近の傾向としては、実子のいない家庭が増加している。

登録家庭の約60％にあたる家庭は幼児の受託を希望しており、とりわけ「幼児の女の子」を希望する家庭が圧倒的に多い。これは、一般的に女の子は育てやすいといわれていることなどの理由によるものと思われる。

委託児童の状況

委託児童の養育家庭への委託理由の約50％は、「家庭復帰の可能性が少ない児童」であり、次いで「実態関係の追認」「児童相談所・施設に受け入れ体制がなかった」および、「学校等との関係で近隣地域の養育家庭に委託」が、それぞれ10％となっている。

委託期間で比較してみると、長期ケースは全体の80％を占めており、「家庭復帰の可能性が少ない児童」と「実態関係の追認」で80％を占め、ケースの背景としては、「棄児・置き去り児」「親の失踪」「親に養育の意思がない」「親の傷病」(長期的な入院) 等があげられ、約90％は、小学校低学年までに養育家庭に委託されている。一方、短期ケース(1年未満)は、「学校等との関係で近隣地域の養育家庭に委託」と「児童相談所・施設に受け入れ体制がなかった」が70％を占め、ケースの背景としては、「親の傷病」(一時的な入院)が大半を占め「実母の出産」「親の就労」等があげられ、長期ケースと比較して、小学校高学年から中学生の割合が多く、委託に際しての配慮から70％は転校しないですんでいる。

委託前の児童の養育場所は、養護施設40％、乳児院15％、実態関係の追認10％、一時保護所・自宅等30％となっており、養護施設からの委託が最も多くなっている。特に、養育家庭センターを併設している養護施設は、養護施設からの委託の45％を占めている。これは、養育家庭センターが児童と養育家庭の状況を把握しやすい立場にあり、面会交流時においても関係の進度を十分把握し、円滑に機能するこ

とができることで、対象児童を児童相談所が積極的に措置していることにある。

委託解除の状況

自立または、家庭復帰するまで養育するという、本制度の目的を達成したと考えられる「家庭引き取り」「中卒等で就職」「満年齢(進学・就職)」「委託期間満了」および、「養子縁組」による委託解除が56%であるが、最近の傾向として満年齢を迎えて自立していくケース、措置解除後も養育家庭に留まって、大学へ進学したり、通勤する児童が年々増加している。

いわゆる「不調」とされる「里親との不適応」、「里親の実子との不適応」は委託児童数全体の10%ある。「不調」による委託解除には二つのパターンがあり、委託後1年以内に解除となったケースと委託児童が中学生前後の思春期になって、児童の問題行動等に里親が対応できなくなったケースとがある。前者は主として児童と家庭とのマッチングの問題が考えられ、後者については里親の養育態度と思春期を迎えた時の問題にどう対応して行くかが考えられる。「不調」は児童のみならず里親に対しても傷を残すものであり、できる限り回避したい課題であるが、単に施設へ措置変更されたということだけにとらわれ「不調は問題だ」と決めつけるのでなく、家庭生活を通して得た、密接な人間関係の経験を積極的に評価していただきたい。

養育家庭制度の今後の方向

養護施設が地域社会における児童養護の拠点と位置づけ養育家庭センターを併設してきたが、現在増設の計画はない。これは、養護施設が地域的に偏在しており合理的に指定できないことに起因する。

一方、里親の数に伸びが見られないこともあげられる。広報活動を行う中で住民の反応が年々減少していることは気になるが、養育家庭センターが里親開拓の一環として行っているショート・ステイ・ホーム（夏休み、冬休みに3～5日間児童を委託）には毎回多数の応募があり、住民の社会参加への意識はうかがえる。里親登録に結びつかない要因として住宅問題と婦人の労働参加があると思われる。共働き家庭への委託には二重措置の問題があり、政策としての検討課題が残されていると思われる。

対象児童の変化も著しい。幼児養護を中心に考えられた本制度であるが、要養護児童の高年齢化にともない、委託児童の年齢も高くなってきている高年齢児童の委託にはさまざまな問題を含んでおり、強力なサポートが必要と思われる。

相談機能の充実による家庭の支援

前述の通り委託児童の高年齢化にともない、乳幼児期に確立すべき問題が未解決であったり、マイナス要因として持っている児童も多い。このような問題を里親子関係の中で解決していくことは困難であり、単に関係調整に留まらず、個々に対してのカウンセリング等、強力にサポートしていく必要がある。現在一部の養育家庭センターでは独自に相談室を設置し、広く地域にも開放しているが、今後を見通した時には、すべての養育家庭センターにその必要があり、それが養護施設の地域における児童養護の拠点とした理念に応えるものであろう。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

乳児院での若年未婚の母を通してみる家族援助

二葉乳児院長 梅森公代（うめもりきみよ）

1. 若年の未婚の母の増加

乳児院に子どもが入所する理由は大きく次の二つに分けられる。一つは、親の行方不明、離婚、別居、未婚、就労、長期の疾病などの理由により、子どもを養育することが困難な時に、親に代わって子どもの養育を長期的に行う場合である。もう一つは、次子出産、母親の病気、家族の入院の付き添いなどで、養育をできない間だけ一時的に子どもを引き受け、その理由がなくなればすぐに親が引き取っていく短期入所である。

乳児院の入所理由をさかのぼってみたとき、大きく変化してきているのは孤児・棄児が著しく減少したことである。そして、近年増加しつつあるのが、未婚のまま出産し、自分では育てられず乳児院に預けるケースである。厚生省の「養護児童等実態調査」でも、この未婚の母は昭和58年に18%であったものが、昭和62年には26.6%に増えている。

当乳児院で、入所理由に「未婚の母」の項目を設けたのは昭和46年からであるが、その数が実際に増え始めたのは昭和56年からである。図1は、当乳児院に入所した子どもの母親の未・既婚の状況である。昭和61年から4年間だけのデータではあるが、当乳児院においても増加傾向にある。

乳児院に入所してくる子どもの母親が未婚の場合は、そのほとんどが、母親自身が意図的に未婚を選んだのではなく、精神的にも経済的にも親になる準備がないままに、止むをえずそのような結果になってしまったものである。しかも、若年の未婚の母の出産が増えている。中学を卒業後、職業を転々と変えているときに未婚になったケースである。表1は

図1. 当乳児院の入所児童の母親の未・既婚状況

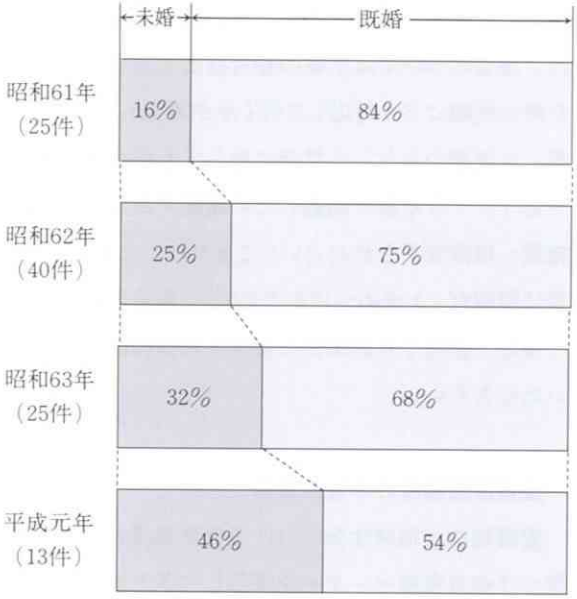

わが国の未婚の母の子どもの出生数の割合を母親の年齢別にみたものである。昭和20年代の数値が高いのは戦争の影響と考えられるが、以後19歳以下の若年の未婚の母が増えていることがわかる。

若年の未婚の母の場合、性についての知識や自分の身を守ることを知らないことから、出産に至るケースが多く、これは20歳以上の未婚の母には見られないことである。恐らくは出産についての知識もなく、しかも相談する人もいなかったのではないかと思われる。その生い立ちは、親が離婚して他家に預けられたり、親が仕事を転々としたり、病気だったりという不安定な家庭体験をもつ人が半数近い。またその家族も、親族や近隣の社会から孤立してしまっている場合が多い。そのため、乳幼児期に親子の基本的な信頼関係が確立されず、家族生活の経験が乏しいともいえる。世間で言われるような、女性の自立、生き方の問題とは程遠いものである。

2.家庭引き取りの条件となる家族の協力

未婚の母とその子どもが家庭に引き取られた当乳児院でのケースを通して、家族への援助を考えてみたい。

未婚の母の子どもの場合は、親族の援助が得られず、養護施設に措置されたり、養子縁組家庭に委託されることが多いが、親に子どもを引き取りたいという意思がみられた場合には引き取りに結びつくように積極的に対応していく。当乳児院では、約8割の子どもが親許に引き取られている。実親が養育できるならば、子どもにとってそれが最善だと思うからである。

表1.母の年齢別にみた嫡出でない子の年次別出生数に対する割合

(%)

年　次	総　数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40歳～
昭和22年	3.8	13.0	5.1	3.3	2.8	2.9	3.5
25	2.5	9.0	2.6	2.0	2.3	2.5	2.7
30	1.7	6.8	1.6	1.2	1.7	2.7	3.3
35	1.2	5.9	1.1	0.9	1.4	3.1	4.2
40	1.0	5.3	0.9	0.6	1.1	2.7	4.9
45	0.9	5.0	0.9	0.6	1.1	2.5	4.4
50	0.8	5.2	0.7	0.5	1.2	2.8	5.1
55	0.8	7.6	0.8	0.4	0.9	2.9	5.7
60	1.0	9.0	1.1	0.5	0.9	2.8	7.8
62	1.0	9.3	1.2	0.5	0.7	2.5	6.6

(注) 同じ年齢の母親による出生総数に対する割合である。
出典:「昭和62年人口動態統計」

専門学校在学中の19歳で出産したA子は、公務員の父と主婦専業の母と姉の家庭に育ち、素直でおとなしく、学生時代はこれといって目立った問題のない子であった。相手の男性とは高校3年生の夏休みに些細なきっかけで知り合い、気がついたときは妊娠9ヵ月であった。相手は20歳で、中学卒業後家業を手伝っていたが、A子には結婚する意思は全くなく、妊娠を知らせる気持ちもなかった。しかも、自分で子どもを育てる意思もなかった。彼女の母親が児童相談所で娘の子どもの養育について相談した結果、本院で引き受けることとなったのである。当時A子の父親が入院していたため、A子の母親は、孫を里子に出すことを希望していた。そのうえ、相手の男性についても、娘の結婚相手としては考えておらず、むしろ子どもとの父子関係を切りたい意向であった。入所の時点でも、里子に出すというA子の母親の意思は変わらず、以後も面会に来る気持ちはなかった。また、情が移ることを心配して、娘と子どもの面会も考えていなかったようである。

一般の家庭に育ち未婚の母になった場合は、未婚の母の親、特に女親の果たす役割は大きい。未婚で出産した場合、それが若年であれば、その直後は子どもの親も親族も極度の混乱に陥っていることが多い。そのときに乳児院が子どもを預かることによって親も親族も当面の混乱から抜け出すことができる。時間の経過とともに、親も親族も状況を客観的にみることができるようになってくるであろう。そして子どもへの愛着がわいてくると、親も親族も子どもを育てられるように環境を整えようと努力することが多い。

3. 育児技術の援助—母親のパートナーとして—

当乳児院では、親や親族の気持ちに変化が生じ、子どもへの愛着が育っていくように配慮をしている。まず、入所時点で「子どもの親として、どのような役割を果たさなければならないか。未婚の母となった娘の親としても、娘に教育していく役目があるのではないか」というように、親としてのあり方、親子のあり方についての問いかけをして、考える機会をつくる。また子どものこれからについても、「結果として里親委託あるいは養護施設へ措置されるにしても、子どもにとって安心できる場がみつかり、幸せになるまで、親として、親族としてそれを見守ってほしい。乳児期は人格形成の原点である。子どもにとって家族は何ものにもかえがたいよりどころである。そのためには、できるだけ面会に来てほしい」ことを強調している。それが未熟な親たちへの支援の第一歩である。

このケースでは、入所6日目に子どもが病気になったことをきっかけに、A子の母親が面会に来るようになった。面会を重ね、孫に当たる娘の子どもにミルクを飲ませたりしているうちに、愛情を感じていったようである。また同じ時期に、若年のカップルの子どもが入所していたが、A子の母親は、その2人と母親の関係がよいのを見て刺激されたようで、これが家族関係のあり方のモデルとなったようである。そのうちに相手の男性が子どもの誕生を知り、A子と2人で面会に来るようになった。当乳児院が新たな家族関係を築きあげたり、あるいは再形成させるための場となることを願い、面会の都度「よく来ましたね」と明るく迎え、次の面会に結びつけた

いと思っている。面会の回数が増えてきたこともあって、親子のふれあいの機会を増やすために、子どもを親許に外泊させることにした。

その間、A子には離乳食の指導を行った。当乳児院の調理室に招き入れ、調理の現場を見ることによって、乳幼児がどんなものを食べるのか、調理の方法はどうするのかなどを知識として吸収してもらうためである。さらに子どもといっしょに食事をしたり、職員が子どもを沐浴させる光景を見せたりして、自然な形で子育ての知識や技術、あるいは家事能力を身につけてもらえるようにしていった。その後、親として成長していく2人の姿に理解を示したA子の母親がアパートを準備してやり、入籍した2人はそこで生活をするようになった。

親が単身であったり、若年である場合は、子どもに愛着を持ったとしても、自分たちだけで子どもを養育していくことは相当困難である。このケースのように、親族が子どもの養育にかかわってくれることは、精神的にも経済的にも人的にも貴重な援助となる。引き取りに結びつくには親族の援助によるところが大きい。しかしそのような状況に到達するまでには、経過を見ながら1年から2年ぐらいというかなりの時間を要する。

社会のなかで親が子どもを抱えて生きていくときに、一番身近な家族が理解してくれていることは、公的な援助以上に精神的に安定できる要因であると思う。また両親との関係が悪かったり、反抗している時期に出産した場合は、当初両親との激しいぶつかり合いがあったとしても、子どもが育っているという現実に直面し、自分の子どもが両親から受け入れられることは、本人と両親との新たな関係が成立することにもなるであろう。このプロセスを通して、本人も両親も人間的に大きく成長していくと思う。

このようなケースの場合、未婚の母とその子どもだけの親子関係を見て対応していると、親族ぐるみで親子の成長を見守っていくことを通して、家族を再形成していくという機会を失ってしまうことになる。入所時から、親族がかかわってもらえるようにしていくことが、家庭引き取りに結びつく大きな要因と考える。子どもの母親を取り巻く社会的状況を考えると、引き取り後も経済的な面を含めて、親族の果たす役割は大きい。同時に乳児院側は、家庭引き取り後も、低下した家庭機能を援助していくことが必要であろう。

4.急激な社会変化と乳児院

社会環境の激変に伴い、核家族化、働く女性の増加、地域・血縁からの孤立化などが生じ、子どもたちを取り巻く社会・家庭の環境は大きく変わってきている。子どもが乳児院に入所する理由が大きく変化してきていることからもわかるように、乳児院の機能もこのような社会の変化と無関係ではありえない。その変化に伴い、その機能、目的は今後大きく変わっていくものと思われる。

その社会的背景として考えられるのは、入所児童にかかわるものとしては、出生率の低下、先に述べた若年で出産する未婚の母や離婚によっておこる父子家庭の増加、障害児や虚弱児など処遇困難なケースの増加である。さらに、母親の育児ノイローゼや精神病など保護者の精神障害が高い比率を占めてい

ることである。一方、一般家庭における養育機能の低下があげられる。

5.地域の育児センターとして

このように多様化する子どもを取り巻く問題に応えるために、乳児院においても新しい試みがされつつある。

表2は全社協乳児福祉協議会が昭和63年に実施した全国乳児院における地域での活動状況である。ほとんどの乳児院が、本来の収容型施設としての機能に加え、入所している子どもの親への援助活動を取り入れている。例えば、個別の部屋を設けて親子が宿泊できるようにしたり、ケースワーカー・心理判定員・保健婦・医師担当者でケースカンファレンスを行い、親への適切なアドバイスをしていくこともいくつかの乳児院で試みられている。

さらに、70%の乳児院で育児相談室や電話による相談によって、地域における子育て相談事業を始めている。

61年度の同調査では、育児相談や電話による相談を行っている乳児院は39.9%であったが、62年度の調査では70.6%となっている。離乳食や排泄などの育児に関する相談が若年の母親から多く、社会から孤立し核家族化した現代には、乳児院の専門性を生かしていく重要な機能になりつつある。また、次子出産、突発的な事故、母親の社会参加、冠婚葬祭など、一時的な養護を必要とする度合いが高まり、デイケア、ショートステイを行っている乳児院も、昨年の25.6%から31.9%に増えている。さらに母親の夜間勤務、長時間勤務への対応や産休明け保育を試みているところもある。

養育機能の低下に伴い、養護内容も従来の長期収容から短期収容が増え、多機能化しつつあるのが現状である。

今後はこれまでの乳児院の専門性をより高め、関連機関や団体とのネットワークを強めながら、地域のニーズに的確に応えていくことが必要となるであろう。

表2.施設の地域活動

項目	乳児院のPR	受け入れボランティアの	実習生の受け入れ	乳児院在院時の親への援助・指導	育児相談・テレホンサービスも含む	乳児保育の機能（デイケア）	私的契約	地域の交流
実施施設数	104	103	118	113	84	38	11	103
%	87.4	86.6	99.2	95.0	70.6	31.9	9.2	86.6

※調査回答施設数 119
出典：「昭和62年度全国乳児院入所状況実態調査」

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

児童虐待への児童相談所の対応

東京都児童相談センター技術次長
(精神科医師) 廿楽昌子

最近子どもの人権問題が話題になることが多く、体罰、極端な校則、いじめなどとともに、虐待も注目される大きな問題である。児童福祉法に基づき、全国には167の児童相談所があるが、その所長で構成される全国児童相談所長会は、子どもの人権擁護の観点から、「親または親にかわる保護者による虐待事例」の実態につき、昭和63年4月1日から9月30日までに扱ったケースを通し調査結果をまとめ、昨年6月報告を行った。以下にこの資料を中心に、児童相談所の立場から児童虐待について論じてみたい。

1.虐待の定義

昭和58年、児童虐待調査研究会（代表・田村健二東洋大学教授）が、やはり全国児童相談所を通して調査したが、その際の定義をそのまま採用し、集計もその項目に従った。表1はその内容である。ちなみにこの調査では、昭和58年度1年間で扱った件数は全例416、身体的虐待が過半数を占めていた。設問の仕方などで、今回の調査とそのまま比較はできないが、数値的には今回がかなり上回っている。

2.虐待種別による件数

表2は、件数別の半年間の報告実数である。1年間を推計すると、2,100人弱、児童人口比でみると10万人対6.6人となるが、地域的には大都市部9.8人、その他5.9人であった。虐待内容では保護の怠慢ないし拒否が多く、棄児・置き去りも含めると約6割を

表1

〔児童虐待の定義〕

子どもの人権侵害例の調査については「昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査」を参考として、つぎのように定義する。

1.身体的暴行

外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行。（外傷としては、打撲傷、あざ〈内出血〉、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、毒物を飲ませる、食事をあたえない、冬　戸外にしめだす、一室に拘禁するなど）

2.棄児・置き去り

3.保護の怠慢ないし拒否

衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（健康状態を損なう放置とは、栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生など）。

4.性的暴行

親による近親相姦、または、親に代わる保護者による性的暴行。

5.心理的虐待

極端な心理的外傷をあたえたと思われる行為（心理的外傷とは、児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れているものに限る）。

6.登校禁止（家への閉じこめ）

占めていることが特徴である。虐待といえば、殴る、蹴るといった積極的な暴行を予想しがちであり、先にも述べた58年の調査ではそうした傾向が現れていたが、最近の親の育児に対する心情が少しずつ変化している姿を反映しているとも考えられる。殴ったり、叱ったりは、まだ自身の力や才覚で子どもに対していると解されるが、育児そのものへの怠慢や拒否は親の責任放棄であり、誰かが何とかしてくれるだろうという依存性の現れであり、より消極的な生活態度と解釈されるのではなかろうか。今後の推移を見ながら、注目すべき観点と考える。

3.性別・年齢別（表3）

全体では1.12：1と男児が多い。性的暴行は圧倒的に女児が多く、身体的暴行や怠慢・拒否では男児の率が高い。年齢別では、乳児9.8%、幼児25.3%、小学生36.6%、中学生22.8%、15歳以上が5.5%という分布が見られる。内容別に見ると、身体的暴行では小学生が44.2%と著しく多く、棄児・置き去りは乳児が29.2%、幼児が33.6%と、合わせて6割を超える。保護の怠慢が各年齢層に広く分布し、性的暴行は83.3%が中学生以上、ことに13歳に多い。心理的虐待も小学生が45.6%、中学生以上が41.2%と両者で大半を占め、登校禁止も同様である。

4.虐待相談の経路

虐待の相談は必ずしも「虐待」という形では持ち込まれない。多くは、養護相談として、家庭では十分な養育ができないことを理由に来所し、よく話を聞くと、内容的に虐待と言わざるを得ないというケースが大部分を占める。そうした相談の児童相談所

表2　主たる虐待種別

身体的暴行	棄児・置き去り	保護の怠慢	性的暴行	心理的虐待	登校禁止
275	229	391	48	68	28
26.5%	22.0%	37.6%	4.6%	6.5%	2.7%

表3　性別・年齢

	身体的暴行	棄児・置き去り	保護の怠慢	性的暴行	心理的虐待	登校禁止	計
男	167	121	216	1	32	12	549
女	108	108	175	47	36	16	490
0歳	4	67	31				102
1	7	16	12		3		38
2	7	15	37		1		60
3	26	16	14		2		58
4	16	18	23		1		58
5	14	12	20		2		48
6	20	12	25	1	4	5	67
7	16	12	18		2	4	52
8	17	9	29	1	5	2	63
9	23	7	20		5	3	58
10	21	12	26	1	5	2	67
11	24	8	22	5	10	3	72
12	24	8	32	7	6	3	80
13	22	6	33	12	10	3	86
14	21	8	25	8	6	2	70
15	9	3	14	6	4	1	37
16	2		8	7	2		19
17	1						1
不明	1		2				3

への経路を示したのが表4である。全体では、最も多いのが福祉事務所、家庭がこれに次ぎ、警察・学校はそれぞれ18.5%、11.7%となっている。内容別では、身体的暴行で家族、福祉事務所、警察、棄児・置き去りで警察、福祉事務所、怠慢は福祉事務所、家族が多いことが見られる。学校からの通報も121件あり、その43.8%が怠慢、28.1%が身体的暴行であり、日常的な子どもとのかかわりの中での注意の大切なことを表している。医療機関からは比較的少なく20件で、約半数が身体的暴行であった。病院を対象とした調査では、厚生省の研究班が62年度の取り扱い件数として、48という報告をしたものがある。病院例としては、0歳をピークとして乳幼児が多いのが特徴であり、全体の40%が低体重児、90%以上がアザや打ち身などの外傷があり、骨折、中枢神経系の損傷(脳血腫など)、栄養障害、発達遅滞なども少なくない。治療終了後、約30%が養護施設などに送られているが、施設保護を要すると判断されるものと後遺症の残るような場合が、児童相談所に送られるものと思われる。

表4 相談経路

	身体的暴行	棄児・置き去り	保護の怠慢	性的暴行	心理的虐待	登校禁止	計
児童委員	30	4	13	1			48
福祉事務所	52	70	115	8	17	6	268
警　察	52	71	48	12	8	1	192
保健所	6		10	1			17
都道府県市町村	13	12	28		1	1	55
家庭裁判所							
児童福祉施設	9	6	4		2	3	24
里　親	2			3			5
家族親戚	57	38	96	11	28	5	235
学　校	34	8	53	9	7	10	121
近隣知人	8	7	9				24
児童本人	1	3	4		1		9
医療機関	9	5	3	1	1	1	20
その他	2	4	8	2	3	1	20
不　明		1					1

5.家族形態

表示は省略するが、虐待を受けた子どもと同居する家族をみると、実父母のいる家庭は全体で24.6%しかなく、一方継親または養親という場合が18.6%で、両者を合わせても一応両親揃っているという家庭は半数に満たない。単親家庭は49.8%、その中で父子家庭は約3分の1であった。父母ともにいない家庭も7.2%あった。虐待種別にみると、実父母の率が高いのは身体的暴行28.8%、性的暴行26.7%、怠慢拒否25%であった。片親家庭では、父子家庭で心理的虐待22.1%、性的暴行20.8%、母子家庭では、棄児・置き去り50.5%、怠慢38.2%、心理的虐待25%で、性的暴行においても実母が存在する家庭が多いことは注目される。

きょうだいの有無については、全体でひとりっ子が16.7%、2人が30.4%、3人が24.1%、5人以上14.5%と多子家庭が多く、平均同胞数2.93人となり、一般家庭に比べて著しく高いのが特徴である。

6.虐待をする人について

(1)主たる虐待者

表5は加害していた人であるが、最も多いのは実母でほぼ半分、次いで実父31.2%、継父5.9%、継母

3.3%、養父3.1%の順となっている。実父の場合は身体的暴行、実母の場合は棄児・置き去りが多く、いずれも保護の怠慢は継・養親に比べて著しく高い。これからも、世にいう「継子いじめ」は芝居やお話の世界のことで、実状とは違うことを物語っている。表には示されていないが、約4分の1は虐待者が複数であった。虐待内容からは保護の怠慢が最も多く、登校禁止、身体的暴行、心理的虐待の順で、性的暴行は少なかった。

(2)虐待者の心身の状況

この集計は主として加害していた人だけでなく、副の虐待者も加えてある。両者の合計は1,004名であったが、不明が249名あり、これを除く755名についてのものである。その結果は、精神病またはその疑い10.9%、神経症またはその疑い7.4%、アルコール中毒16.6%、薬物中毒2.3%、知能に問題あり17.4%、その他の精神障害2.8%、性格異常14.6%で、複数回答もあるが、6割強が何らかの精神的な問題を持っている。ことに、登校禁止では精神病、性的暴行はアルコール中毒、保護の怠慢は低知能、身体的暴行は性格異常の親が多いといえる傾向が見られる。

表5　主たる虐待者

	身体的暴行	棄児・置き去り	保護の怠慢	性的暴行	心理的虐待	登校禁止	計
実　父	106	39	111	20	28	13	317
継　父	29	3	17	10	1		60
養　父	15		3	9	2	2	31
里　父				1			1
実　母	79	162	235		20	10	506
継　母	15		7		12		34
養　母	4	1	5		3		13
里　母	1						1
その他	26		13	8	2	3	52
不　明		24					24

(3)虐待者の虐待行為についての考え方

自分の行為を虐待と認めている9.2%(性的暴行は16.2%、登校禁止は19.2%)、自分のした行為は認めるが虐待は否定56.8%（棄児・置き去りは64.1%)、自分の行為とも認めず他の責任に帰す9.2%(心理的虐待では45.2%と高率）という結果で、自身の非を認めず、子ども自身の問題行動や、登校禁止の場合は学校側に問題があると主張していることがよく表れている。

(4)虐待者のその親からの養育状況

一般的な養育態度としては放任無視28.7%、拒否13.5%、厳格12.4%。虐待の観点からみると、身体的暴行7.6%、保護の怠慢28.1%、心理的虐待4.2%、性的暴行1.6%と、やはり高率を示しており、身体的暴行をなす親の場合はその親から17.6%が、棄児・置き去りや怠慢ではそれぞれ20.5%、39.3%と、かなり高率な再現率が見られている。

また、親が施設で養育されていたケースは92例、13.5%で、この率の高さは注目されるものであろう。

7.被虐待児の状況

(1)身体面の状況

未熟児出生が14.1%であり、一般の未熟児率5.7%に比べ明らかに高い。前述の医療機関の調査では42.1%と極めて高いが、対象に乳幼児が多いこと、医療ケアの必要な子どもであることの差異と思われる。相談時の身体発達も全体としては約3割が影響を受け、標準に達していない。ことに棄児・置き去りで

は半数以上、身体的暴行では3分の1強が発育不良の状況である。別な調査（東京都児童相談センターの一時保護をした被虐待児）で、被虐待児は体重はあっても身長の伸びが著しく阻害されていることを明らかにしたが、成長ホルモン分泌が抑制されていることが予想される。

外傷による瘢痕、アザ、打撲傷、刺傷、骨折、火傷など新旧の傷を有する子も少なくない。

(2)精神状況および問題行動

精神発達不良といわざるを得ないものが35.6%、性的暴行はことに高率である。症候的には、不安・怯えが28.9%、反社会的問題行動が22.5%、非社会的問題行動12.3%、習癖異常4.5%と、情緒障害の発症率が高い。ことに心理的虐待児の不安反応は7割強に達している。これからも、虐待の体験が性格形成やその後の生きる姿勢、ひいては自身の結婚や子育てに影響することが十分に考えられる。

8.児童相談所の対応

一時保護を行ったものが全体で59.9%、性的暴行・身体的暴行は7割をまず親から離している。棄児・置き去り児は、もちろんすべてを保護するが、乳児は乳児院に直接措置することが多い。一時保護後の処遇が問題であるが、客観的には、施設措置が必要とされても、保護者の同意がなかなか得られず、入設率は83.2%であった。そのうち、比較的簡単に同意したものは52.3%にすぎず、家庭裁判所への申し立てを要したものも12例あった。登校禁止のケースや性的暴行が、ことに同意を得にくい傾向が見られる。入設の必要がないと認められるもの、あるいはどうしても施設保護を拒否する場合は、福祉司指導などで接触をはかり、在宅指導を続けることが多いが、未処理が8%あり、現場での処遇の難航が推測される。虐待する親は、一般に警戒的、猜疑的で、非難されると敏感に反応し、自己コントロールができにくいところがあるが、一方依存的傾向が強く、その甘えを素直に表現できにくく、逆に〝突っ張った〟姿勢をとり、血縁や近隣とのトラブルも多い。そのへんの心情を踏まえたうえでかかわっていくと、信頼関係が生じ、状況の改善をみることも少なくない。まず児童相談所が根気よく親子ともに、「養育」するような立場で関係を持ち、心を開いてきたところで医療的ケアや経済援助、ホームヘルパー的な手助けなど病院、福祉事務所、保健所、学校などのネットワークの核として物心両面のケアにあたるのが、最も効果的であるように思われる。親が混乱し判断がつかず、イライラしたとき、例えば電話相談の道が開かれていたり、近隣の児童委員（民生委員）の協力が得られるようにしておくことも、危険を避ける一方法として有用である。

以上、児童相談所の立場から児童虐待の実状とその対応について言及したが、養育問題ではますます憂慮すべきことが多く、放任、拒否、暴行など虐待的行為は増してくることが予想される。傷ついた子どもは、それだけに終わらず、次代へも禍を及ぼす深刻さも持っている。例えば虐待事実を知った際の通報の義務や親権の乱用防止など法的規制が必要な時機到来も考えられるが、親の再教育と親子ともに親和的な交歓とストレス解消をはかるデイケアの場を作ることも考えられる。家庭の養育機能向上を地域・社会が支持し、その欠けている部分を補うことが要請されている時代ともいえそうである。

特集

児童福祉施設の対応――
変容する家庭と子どもの危機〔II〕

データでみる児童福祉

この調査は昭和62年10月1日家庭状況等を主として、環境上の理由により児童福祉法に基づいて里親に委託されている児童、養護施設および乳児院、母子寮に措置されている児童並びに保護者の状況について、全施設全員を対象に厚生省児童家庭局が大臣官房統計情報部の協力を得て行ったものである。特に今回の調査は、養護施設在籍の高齢児に対する意識調査が加えられたことが特長であるので、紹介をしたい。

❶養護(養育)問題発生理由別児童数

		児童数(人)				構成割合(%)			
		合計	里親委託児	養護施設児	乳児院児	合計	里親委託児	養護施設児	乳児院児
総数		35,642	3,284	29,553	2,805	100.0	100.0	100.0	100.0
両親の死亡	父	476	53	413	10	1.3	1.6	1.4	0.4
	母	1,887	148	1,656	83	5.3	4.5	5.6	3.0
	父母	188	35	152	1	0.5	1.1	0.5	0.0
両親の行方不明	父	1,279	181	1,063	35	3.6	5.5	3.6	1.2
	母	5,895	407	5,278	210	16.5	12.4	17.9	7.5
	父母	1,704	190	1,416	98	4.8	5.8	4.8	3.5
両親の離別		6,678	454	5,941	283	18.7	13.8	20.1	10.1
棄児		771	258	382	131	2.2	7.9	1.3	4.7
父(母)の長期拘禁		1,577	81	1,383	113	4.4	2.5	4.7	4.0
父(母)の長期入院		3,987	235	3,411	341	11.2	7.2	11.5	12.2
父母ともに就労のため		426	29	328	69	1.2	0.9	1.1	2.5
虐待・酷使		921	40	853	28	2.6	1.2	2.9	1.0
放任・怠惰		2,089	178	1,852	59	5.9	5.4	6.3	2.1
父(母)の性格異常・精神障害		1,973	171	1,533	269	5.5	5.2	5.2	9.6
両親等の不和		554	56	455	43	1.6	1.7	1.5	1.5
季節的就労		112	5	106	1	0.3	0.2	0.4	0.0
その他・不詳		5,125	763	3,331	1,031	14.4	23.2	11.3	36.8

この実態調査で初めて入所中の中学3年生、高校生に対して行われたアンケート調査の結果では、最近、養護施設入所児童は中・高校生が多くなっている。彼らの主体的な生活の場として、積極的な自己確立の場として、施設の機能および役割を考えてゆくうえで興味深いデータである。

❷高等学校(各種学校)進学希望

	実数	進学希望	考えていない	希望しない
中学3年生	3,190人	83.9%	6.1%	10.0%
男	1,888	82.9	6.1	11.1
女	1,302	85.4	6.2	8.4

データでみる進学希望は、現実には❻の養護施設児童の進路調査のように、その実現には学力、経費などの問題が伴う。

❸大学(短大)進学希望

	実数	進学希望	考えていない	希望しない
総数	6,401人	16.0%	32.4%	51.6%
男	3,766	13.5	32.3	54.2
女	2,635	19.6	32.6	47.8
中3	3,190	10.3	38.0	51.7
高1	1,193	23.0	31.2	45.9
高2	901	22.5	25.6	51.8
高3・4	764	26.7	18.6	54.7
専・職	217	1.8	31.3	66.8
その他	136	8.8	36.8	54.4

❹大切なこと

構成割合(%)

	実教	勉強	家族	お金	友達	健康	特技	夢	すすんでやる	勇気
総数	6,352人	13.8	④ 38.3	11.4	② 52.6	① 69.3	19.4	③ 45.3	16.0	34.0
男	3,737	15.4	④ 35.9	13.6	② 51.9	① 68.4	23.4	③ 45.5	13.8	32.2
女	2,615	11.6	④ 41.8	8.3	② 53.6	① 70.4	13.6	③ 45.0	19.3	36.4
中3	3,162	19.0	③ 44.2	11.0	② 48.3	① 66.9	18.7	④ 42.9	15.7	33.3
高1	1,184	10.7	33.9	11.2	② 56.0	① 69.0	20.9	③ 46.5	16.8	④ 34.9
高2	894	7.3	31.4	12.5	② 58.6	① 72.1	22.4	③ 44.6	16.2	④ 34.8
高3・4	759	6.1	28.3	10.4	② 58.1	① 76.5	16.6	③ 51.1	17.5	④ 36.5
専・職	216	9.7	④ 37.0	10.2	② 55.6	① 72.1	20.4	③ 54.6	11.1	29.2
その他	134	12.7	④ 41.8	23.9	③ 48.5	① 64.2	14.9	② 49.3	15.7	29.1

(注) ○の数字は、希望職業の多いもの第1位から第4位までの順位である

❺高齢児童の将来の希望

	実数	家庭復帰	結婚したい	自活できる
総数	6,401人	50.9%	34.7%	36.9%
男	3,766	50.2	32.5	43.3
女	2,635	52.1	37.8	27.6
中3	3,190	59.4	32.3	32.8
高1	1,193	45.7	34.8	37.5
高2	901	42.2	39.2	39.3
高3・4	764	36.0	40.8	53.0
専・職	217	41.0	32.3	34.7
その他	136	55.9	31.6	24.3

昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までに中学校を卒業した養護施設在籍児童が昭和63年4月1日現在でどのような進路をたどったかを486施設の該当する3,273名について調査したものである。全日制公私高校へ進学した児童は全体の45.4%で、各種学校、定時制高校を加えても56.9%と希望は必ずしも実現されず、一般進学者の96%強からすれば、養護施設児童の進学率は非常に低い。

❻昭和62年度養護施設児童の進路調査

養護施設協議会 調査研究部　(人)

進路		全日制 公立高校	全日制 私立高校	職業訓練校	各種学校	定時制高校 就職せず	就職 定時制高校		養護学校 高等部	就職	その他	計
措置継続	昭和63年4月	948	277	151	75	40	47		37	102	49	1,726
	うち中退・転職者数〔昭和63年12月1日現在〕	37	16	17	7	5	中退 13	転職 16	0	35	10	
家庭引取	昭和63年4月	178	71	29	38	19	63		6	182	52	638
	うち中退・転職者数〔昭和63年12月1日現在〕	21	15	11	11	3	中退 16	転職 22	0	68	1	
他施設へ措置変更	昭和63年4月	5	2	11	5	0	2		5	2	27	59
	うち中退・転職者数〔昭和63年12月1日現在〕	0	0	1	0	0	中退 2	転職 1	0	0	2	
自立	昭和63年4月	2	4	3	3	2	205		1	618	12	850
	うち中退・転職者数〔昭和63年12月1日現在〕	0	0	2	1	0	中退 29	転職 63	0	190	8	
合計	昭和63年4月	(34.6%) 1,133	(10.8%) 354	(5.9%) 194	(3.7%) 121	(1.9%) 61	(9.7%) 317		(1.5%) 49	(27.6%) 904	(4.3%) 140	(100.0%) 3,273
	うち中退・転職者数〔昭和63年12月1日現在〕	58	31	31	19	8	中退 60	転職 102	0	293	21	

新しいニーズに応える移動保育

オーストラリアとシンガポールの事例から

明治学院大学教授
福田垂穂（ふくだたりほ）

白いバンが、公園の角を回ってピクニックエリアに近づいてくる。「あそびの巡回車」と横腹に書いてある。ベンチの辺りを走り回っていた子どもたちが「来たきた」「僕たちのバンだ」と叫びながら車に駆け寄る。ドアが開いて、ジーンズ姿の元気の良いお姉さんが2人飛び出してくる。「みんな用意はいいの」「ハーイ」と一斉に答える子どもたち。色鮮やかなプラスティックの遊具が出てくる出てくる。よくもこんなにたくさん上手に積んであったものだ。運べるものは子どもたちも転がしたり、引きずったりして手伝う。広場はたちまち児童遊園に変わる。組み立て式のすべり台、4人も5人も一緒に乗れる空飛ぶ円盤のようなシーソー、大きな蛇腹の円筒はトンネルごっこ。さあ準備はできた。子どもたちはリーダーを囲んで、芝生に輪を作る。

お日さまキラキラ良い天気

あひるの親子のお散歩だ

母さんあひるはガッ ガッ ガ

赤ちゃんあひるはクワッ クワッ クッ

さざ波ゆれるよ池のふち

みんな並んで水飲みだ

母さんあひるはゴク ゴク ゴク

赤ちゃんあひるはピチャ ピチャ ピチャ

プレイリーダーのお姉さんに合わせて、動作をつけた楽しい歌がすむと、今度はお話の読み聞かせ。迷子の「赤ちゃんコアラ」を背中に乗せて連れて帰ってあげたカンガルーのホップ君のお話を、子どもたちは喚声を上げたり、目をまん丸くして聴き入っている。

「はいこれでおしまい。さあ、思い切って元気に遊ぶのよ」子どもたちは弾かれたように散って思い思いに遊び始める。全部で14～5人の幼児たちだ。お母さんの姿も数人見える。

これは、オーストラリア東部海岸の工業都市ニュ

出てくる出てくる楽しい遊具――オーストラリアの移動保育

ーカッスルの町で見掛けた移動保育の一駒である。急激な経済発展、白濠主義を捨てた積極的な移民の受け入れ政策は、過去20年間に400万人を超える人口増をオーストラリアにもたらした。また大都市への流入人口も急増した。このような新都市住民は、生活の向上と安定を求めて当然共働きである。保育需要の急増に、従来の形の保育所はとても追いつかない。そこで日本の保育ママ、家庭福祉員のように、個人契約で数人の幼児を預かるケアラーに頼らざるを得なくなる。その質を低下させないよう、公共機関がこれを組織的スーパービジョンの中に組み込んでいく方策も試みられている。その他、母親が在宅していても、週に数回子どもの社会化体験として同輩集団の中に入れてやりたいという要望に応えるプレイグループも編成されていく。移動保育はそうしたひとつの試みでもあり、前述の事例は、ニューカッスル市学芸大学の実験プログラムでもある。

子どもを参加させている母親に尋ねてみると、一人っ子のわが子が、他の子と友だち関係に入っていく様子を観察できたり、母親同士で情報を交換したり、プレイリーダーのやり方を覚えたりして、親子ともにとても良い経験になると答えてくれた。自分たちの生活圏内にすぐ利用できる保育所がない所へ、いわば専門的サービスの出前がやってくる訳で、本当に助かるというのである。

この市で、別のタイプのもうひとつの移動保育を見た。郊外の鉱山に近い地域には、比較的短期間働いてはまた移動していく低所得の労働者が集まるキャラバンパークがある。キャラバンとはイギリス系の国の呼び方で、アメリカのトレーラーハウスである。自動車の後につけて移動できる小型住宅だ。家族ぐるみ数ヵ月、中には数年そこで生活し、また他所へ移っていく者も多い。そんな生活スタイルだから、親たちは地域住民としての意識を持てずに近隣から孤立し、子どもたちも学校に馴染めず、登校しないで非行に走るような場合もでてくる。それがまた周辺から白眼視される悪循環ともなる。学芸大学は、こうした子どもたちにも接近を試みた。当然対象は幼児から学童にまで広がる。活動の内容もそれに従って、軽スポーツ、ゲーム、工作などと多様化する。社会教育専攻学生の実習も兼ねて、教員と学生のチームが週2回午後の数時間子どもたちと過ごすようになった。場所は共用のバーベキュー広場を当てた。屋根がついているので雨の日も活動できる。

古い靴下にフォームラバーを詰めたボール遊び。紙皿を貼り合わせたよく飛ぶ円盤。お話を聞いたり、みんなで遊ぶゲームの楽しさ……。参加する子どもの数は次第に増え、お母さんたちも何人か加わって、

キャラバンパークの不登校児対象の移動保育
（オーストラリア）

おやつのポップコーン作りを手伝ったりするようになった。そこから、子どもの将来をめぐって、お母さんと学生たちが意見を交換する糸口も開けた。

ある日曜日にはバーベキューパーティーが開かれ、参加した数人の父親から、本当は子どもたちをちゃんと学校へ通わせたいと願っていることも明らかになった。大学が仲介の労を取って、近隣の学校の先生たちと、キャラバンパークの親たちの話し合いも初めて持つことができたのだった。これから先どう発展していくかは誰もわからない。しかし移動保育が、ある変化の兆しを生み出したことは事実のようである。

面白いことに、オーストラリアから真直ぐ北上して赤道を越えたシンガポールにも、新しい移動保育が試みられている。シンガポールは団地の国だ。人口の80パーセント近くが公営住宅に住んでいる。そして日本に次ぐ経済発展の優等生と言われるこの国では、婦人人口の半数以上が働いている。従って保育需要は高まるばかりで、従来は、政権党の「行動する人民党」の外郭団体である人民協会が運営する地域センター内に保育所が設けられていたのであるが、それだけでは到底需要を充たすことができなくなった。

ところで、リー首相のリーダーシップの下に1960年代末から始まった団地建設は、当初低中層住宅であり、日本と同じように1階も居住区域だった。間もなく中国系やマレー系の住民から、団地の生活は、夕方近隣の者が何となく集まってお茶を飲んだり、会話を楽しむ空間がなくなって嫌だという苦情が出てきた。そこで70年代に入ると1階の階段室やエレベーターの部分を除いては、柱だけのピロティ様式が採用され、そこにできた空間が、冠婚葬祭まで含めた住民共通の広場に利用されてきた。政府はその一部を壁で仕切って小型の保育所を増やすことを考え、その運営を、同じく党と協調関係にある全国労働組合協議会に委ねることにした。

こうした小型保育所を拠点にして、近隣団地の1階空間にプログラムを展開しようとする移動保育が始まったのはここ数年のことである。巡回するプレイリーダーのチームが組まれる。保育所に通う子どもたちの親などを介して、ターゲットに定めた団地自治会との対話を開始する。了解が得られれば、その近隣の中学校や高等学校とも接触する。ボランティアの生徒をつかむためである。

団地のピロティはたちまち楽しい移動保育所に早変わり（シンガポール）

移動保育は、おもちゃと本の図書館（ブック・アンド・トイ・ライブラリー）と呼ばれている。

曜日と時間が定まると、プレイリーダーは、遊具や本など一杯に積んだバンを運転して行く。ピロティに組み立ての遊具や折り畳みの椅子やテーブルが並べられる。花むしろが敷かれ、本箱が置かれる。当番の大人たちも手伝って、たちまちのうちにピロティは楽しい子どものプレイパークに変身する。

輪になってお話に聞き入る子どもたち。テーブルでは種々なゲームが始まる。英語がいつの間にか中国語に変わったり、洋服のお母さんたちの中にサリー姿のインド系の婦人がいたり、子どもの顔の色も種々で、シンガポールらしいなと思わせる。そのうちに学校帰りのお姉さんお兄さんたちが加わって、自然に異年齢集団ができ上がっていく。高校生の読み聞かせなどなかなか堂に入ったものだ。この中から次のプレイリーダーも生まれてくるのであろう。

プレイリーダーは、自分が特定の活動に参加するよりは全体を見渡せる場所に立って、遊びに入れない子はいないか、ボランティアが適当に配置されているかなどに目を配っている。その間にもなにか子どものことで話しかけてくる母親もいれば、こちらからボランティアを呼んで指示したりと大活躍である。

ところでこの移動保育は全部無料である。そこで募金のためのバザーを、父親たちも参加できる週末に行うこともある。パーティー好きのシンガポーリアンは、企画委員会を兼ねた大人のパーティーなどもやるようで、それがまた地域住民の親睦と地元のリーダーを育てる結果にもなる一石二鳥三鳥の狙いのようだ。

なにしろこのプログラムはまだ始まったばかりの実験的段階にあるから、種々のレベルのリーダーシップ養成と方法論の確立が急務である。初めに見たオーストラリアの場合は、学芸大学が主導であるから、これは学生も動員しやすいし、理論的な作業仮説も立てやすいかもしれない。シンガポールは現場から起こって、地域を巻き込もうという草の根運動である。そこで労働組合協議会では本部の建物の一部に幼児育成の研修センターを数年前に発足させた。そこで現場の保母たちの中から選んで巡回保育のプレイリーダー養成を行い、地域への接近、ボランティアの組織化、プログラムの立て方などを訓練している。またその人たちの実践を逆に研修の内容に反映させて、実践の水準を高めようと試みている。

ところでわが国の場合である。出生数の急激な低下もあって、保育需要はすでに満たされたという観測がある反面、現在の保育はすべて長時間の単一プログラムで、パートタイムで働く母親のリズムに合わせた週数日の保育や、母親は在宅しているがむしろ子どもの社会化のために、時々異年齢集団を体験させたいという願いに応えるような機会は、生活圏内に与えられていないという声も聞く。今後既存の保育所、児童館、児童遊園などを、有機的総合的に結んで再編成し、こうした社会資源を拠点とした移動保育を組織化すること、またそのためのプレイリーダーを養成することも考えるべきであろう。この際、児童の健全育成と地域住民の参加というふたつの目標を同時に進めることを忘れてならないのは当然である。

ブラジル・サンパウロのモンチ・アズールの活動

東京大学教育学部博士課程
（サンパウロ在）
小貫大輔（おぬきだいすけ）

「ダイスケは空からやってきたんでしょ」。

コーヒー色の肌をした少女が指さす先では、国内便のプロペラ機が雲の中に消えていくところでした。日本からブラジルへ来るには、バスで来るのか電車で来るのか、子どもたちが議論していた時のことです。あれは飛行機というんだと言って偉そうに胸を張った少年は、急に顔を曇らせて尋ねました。

「あんなところから飛び降りたの、ね、ダイスケ」。

ブラジル経済の中心サンパウロ。ファベーラと呼ばれる貧困の街を回って家族計画の現状を見学していた時、とあるファベーラで、ドイツの思想家シュタイナーの教えのもと教育、医療、福祉の活動を繰り広げている一人のドイツ人女性に出会いました。ブラジルのファベーラとドイツのシュタイナーという奇妙な取り合わせに魅かれて、私がこのファベーラでボランティアを始めてじき3年目を迎えようとしています。初めて日本からやってきたボランティアを迎えて、子どもたちのやりとりはどうもとんちんかんです。

ファベーラ、不法占拠の貧民街

南半球の夏にあたる12月と1月に大量に降った長雨は、各地のファベーラで、丘の斜面に建てられたベニヤ造りの掘っ立て小屋を何百軒と倒壊させました。私の働く「モンチ・アズール」というファベーラでも、地滑りにさらわれて何軒かの家が倒れました。

そんな時、いくぶん傾きかけたファベーラの家で、雨が小降りになるのを待たせてもらうのはあまり気持ちのいいものではありません。「いざとなったらあの子とこの子を抱えて逃げてくれ」と言う母親は、変な顔をする私を見て大声で笑いました。

雨が止んだら止んだで、丘のふもとのドブ川からは、熱帯の太陽に追い立てられるようにして蚊やら蠅やらが一斉に飛び立ちます。ファベーラの母親たちはあわてて洗濯物を干し、子どもたちは裸足で水溜まりに飛び込んでいきます。さっきまで薄暗くくすんでいたベニヤ材の街は、色とりどりのシャツ、パンツ、おむつを無数にまとって、すっかり化粧直しをすませてしまいました。

貧富の格差がますます拡大するブラジルで、公共の土地を不法に占拠した貧困者たちの街ファベーラは、いよいよ超大化の一途を辿っています。サンパウロでは首都圏38市に1,800にものぼるファベーラが存在し、その人口は約450万人、首都圏人口の40%にも当たるといいます。麻薬や窃盗などの犯罪の温床ともなって、一般のブラジル人は決して足を近づけようともしません。

水道や電気さえ通っていないところの多い中で、

デング熱や脳膜炎、寄生虫などの伝染病が多発し、ファベーラでの乳幼児死亡率は日本の20倍にものぼるといいます。今後数年の間には、すでにエイズに感染している麻薬常習者などが次々に発病を始め、手のつけられない状態になることも予測されます。

ファベーラのシュタイナー・コミュニティー

サンパウロのシュタイナー学園で教師をしていたウテ・クレーマーという一人のドイツ人女性が、学校を退職し、モンチ・アズールというファベーラに小さな学校と診療所を開いたのが今から10年前。在職当時から、自分の家に物乞いに来るファベーラの子どもたちを集め、図画工作や演劇などを教えていたのが発展した形でした。その後市の予算を取りつけ、ファベーラの住民を教師や保母、看護婦として雇い、ボランティアの医師の協力や国内外のシュタイナー関係者からの援助を受けて、モンチ・アズールの活動は発展してきました。現在では、小さな小学校2つと保育園7つ、診療所、パン工場、木工場、織物工場をファベーラの中に持ち、田舎にも有機農法の農園をひとつ持つに至っています。

モンチ・アズールのことは、ウテ・クレーマーが書いた『ファベーラの子どもたち』という本によってヨーロッパではよく知られているようです。著名な文化人を含む来訪者は絶えることなく、また、ウテの本を読んだ学生が毎年10人程ボランティアを志望してやって来ます。ヨーロッパから送られてくるようになった寄付金は現在の活動資金の約40%を支え、ベニヤ製の掘っ立て小屋だった診療所を3階建てに建て直すなどの事業を可能にしました。

シュタイナーの思想、アントロポゾフィー

オーストリア生まれ、20世紀初頭のドイツを中心に活動を繰り広げたルドルフ・シュタイナーの思想は、近年日本でも紹介され、オルタナティブな社会の在り方を模索する市民運動家の間などで注目を浴びつつあります。アントロポゾフィーと呼ばれる彼の思想のうち、教育に関する部分は以前から自由教育としてよく知られてきましたが、その思想の全体像は教育にとどまらず、広く医療、農業、神学、建築学、社会問題など多岐の分野にわたるものです。

アントロポゾフィーとは「人間（アントロポス）」

ファベーラのシュタイナー学園

ファベーラの子どもたち

と「智(ソフィア)」とをかけ合わせたシュタイナーの造語で、「人智学」とでも訳すのでしょうか。人間の本質、精神の実体の解明に尽し、その理解の上に立って各分野に種々の実践的改革の提言を出しました。子どもの個性を尊重した教育、薬草などを使い体の自然治癒力を最大限に生かそうという医療、農薬をいっさい使わない有機農業など、アントロポゾフィーが現代文明へのアンチ・テーゼとして意味するものは大きく、現代ヨーロッパの社会運動の底流を静かに流れているといいます。

モンチ・アズールの保育園

まだロクに言葉もわからなかった頃、ボランティアとして最初に手伝ったのは7つある保育園のうちのひとつでした。子どもたちと遊びながら少しずつモンチ・アズールの秘密を発見し、アントロポゾフィーについて学んでいくのは、おもちゃの箱をひとつずつ開けていくのにも似た楽しみでした。

7つの保育園は細長いファベーラの各地に散らばっていて、それぞれ15～20人程の子どもたちを3人の保母さんが面倒見ています。シュタイナーに言わせると、保育園というのは単に子どもを預けるだけのところではなく、それ自身が理想的な家庭のようでなければいけないということです。ひとつひとつの保育室が家庭であるという意味では、母である保母さんが毎日工夫を凝らして食事を作るところを、子どもたちが見ながら育つようでなければいけないわけです。モンチ・アズールの保育園では、それぞれの保育室に台所があって、保母さんが自分の裁量で毎日違った献立を料理しています。子どもたちはそれを見ながら、年齢にあわせて家事を手伝ったり、年下の幼児の面倒を見たりしています。

ファベーラを初めて訪れる人たちは、子どもたちの体が年齢の割に小さいことに驚くでしょう。単に栄養状態が悪いばかりでなく、住環境や親子関係などさまざまな要因が作用しているのでしょう。働きに出る母親の多いファベーラでは、7つや8つの子どもが弟や妹の面倒を一日中見ている姿もよく見かけます。そんな中で、「家庭」としての保育園の果たす役割は、子どものその後の人生を左右する程大きなものです。保育園で出される朝、昼のご飯と3時のおやつは、時として子どもがその日口にしうる唯一の食事でもあります。保育園には医師と看護婦が巡回して、子どもたちの病気、栄養状態、家庭内暴力の有無などをモニターし、薬やビタミン剤を処方したり、ソーシャルワーカーと連絡をとったりもしています。

モンチ・アズールで働く保母さんの多くは田舎から出てきたばかりで、小学校も出ていない人や、読み書きのおぼつかない人も何人もいます。そういう、言ってみればたいへん素朴な人たちが、子どもたちの健康、栄養に気を配り、シュタイナーの思想に沿

ファベーラで開催された日本祭り

った保育、教育をしている様はたいへん印象的です。

モンチ・アズールの診療所

医療スタッフの態勢は、6年前に診療所が新築されてからずっと充実したものになりました。現在では、専任の医師が一人と、週に一度ボランティアとしてやってくるアントロポゾフィーの医師が5人、それに助産婦、看護婦が診療に当たっています。アントロポゾフィー医療の特徴なのでしょうか、一人ひとりの患者さんに十分に時間をかけて、体のことばかりでなく、家族関係や食事のことまでいろいろと尋ねます。場合によっては、ソーシャル・ワーカーや学校の教師と連絡を取って、体以外のところに存在する本当の「病因」に対処する必要のあることもあります。人口4,000人程の小さなコミュニティーならではの連携態勢でもあります。

この診療所の助産婦さんは、7年前にドイツからボランティアとしてやってきて、そのまま居ついてしまった女性です、以来、学生ビザをやりくりしながら滞在を続けている、いわゆる不法入国労働者です。不法占拠の街ファベーラに、公共の土地を不法に占拠して建てられた診療所で、不法入国労働の助産婦さんが活躍しているなんて、ちょっと夢のある話ではないですか。彼女がやってきて初めて、ファベーラの女性たちがファベーラの中で安心して出産できるようになったわけです。

平等主義の上に成立するプログラム

ファベーラという難しい環境で、ブラジル人、外国人、高い教育を受けた人、まったく教育を受けていない人、さまざまな人間が入り乱れて、こんな夢

青少年を集めてのコンドームの講習

のようなプログラムを成功させているモンチ・アズールには、いったいどんな秘密があるのでしょうか。

毎週土曜日の午後、保母さんたちの集まる勉強会があります。アントロポゾフィーの専門家を招いて、シュタイナーの難しい思想が、ファベーラの日常に沿った言語に語り直されていきます。診療所の職員も、学校の先生たちも、それぞれ勉強会を持っています。その他に、木曜の夜にはモンチ・アズールの職員全員の集まるミーティングがあり、重要事項を決定する他、環境破壊などの社会問題について議論したり、ゲームをして遊んだりしています。

勉強会、ミーティング、すべてを通じて印象的なのは、その底辺を流れる平等主義です。参加者の間には、教育の有無、仕事の種類にかかわらず、会長のウテにも掃除のおばさんにも全く平等の発言権、参加権があります。一人ひとりの職員の仕事に対する誇りと意欲を起動力として成立しているモンチ・アズールの活動は、こういった平等主義なしでは恐らく成立しえないものなのでしょう。一人ひとり(の人間)が、人間として尊重され、重要な仕事の一端を担っているんだと感じることができるところに、モンチ・アズールの深い魅力があるのだと思います。

幼児期の親の役割

かけがえのない親子関係

バーナード・バン・リヤ財団研修部長
ケイト・トーキントン

アティチュードの変化と新しいニーズの探求

子どもたちとその家族に働きかけるお仕事をしている皆さんは、人間関係の中でも一番大事なものにかかわっていることを忘れないでください。人間関係は誰もが一生を通して経験するものです。ある関係は長く、ある関係は短く、またそれはすばらしくもあり、苦しいものであったりもします。ですから親子関係の質は、子どもが一生を通して経験するいろいろな対人関係の質を規定します。イエズス会の諺に「7歳までに子どもをお預けいただければ立派な人間にしてお返しします」というのがありますが、幼児期の親子関係がいかに大事であるかを端的に言い表わしています。

1976年にイギリスの裁判所が出した「子育てに関する報告書」には、「親の子育て能力を強化することが子育ての最善の方法である」とあります。皆さんはまさに親御さんに対して子育てを強化するその働きをなさっているのです。

今日は私のイギリスでの経験やバーナード・バン・リヤ財団における国際的な経験を通して、親への働きかけ、子育て能力の大事さをお話します。

まずお話したいことはアティチュードについてです。これは一人ひとりに、あるいは文化そのものに、また社会に働きかける、基本的な私たちの姿勢、理解、態度のことです。それは、われわれの行う仕事の質にそのまま結びついてきます。基本的な姿勢というのはそれぞれの国の文化と深くかかわっており、その変化に対応して福祉がどう変わっていくか、という問題にもなるわけです。

今日の日本における各種の社会問題は、急激な産業化によるもので、イギリスや先進工業国が経験しているものと同じです。産業化社会では、家族が大変な緊張やストレスを強いられているのです。各国に共通して、それは都市化の過程で起こったのです。職を求めて都市に人が集まり、その結果、住宅問題、大家族制度の崩壊、あるいは離婚という問題が起きてきました。あるいは家族内の暴力さえ起こっています。(家族内暴力とは夫婦間の暴力や親から子への暴力で、日本のように子どもが親を殴るのではありません。)離婚は家族問題の原因であると同時に、それが生みだす症状でもあります。離婚が社会に影響を及ぼし、逆に社会的な状況に影響されて増えるという循環をたどっています。都市化は孤立と孤独の同義語にさえなっています。

思春期の問題も深刻です。若者たちが高度な技術社会で成功するには、これも大変な緊張を強いられます。その結果、青年たちは家庭、学校や職場、ついには国家においてさえも、権威に対する尊敬の念を示さなくなってきています。技術社会では、子どもたちのほうが親より新しい知識を持つという現象も起きてきます。特にマスメディアが若い世代に新しい世界を与え、親はそれについていけない現状です。

また産業化社会では、人口の変化が急激に起こります。日本でも出生数が減り、高齢化が進んでいると聞いています。イギリスも同じですが、高齢者、障害者、児童に対する福祉政策は充実してきたのに反し、家族へのサポートシステムは大変遅れています。日本も同じ状況ではないでしょうか。例えば児童虐待、遺棄や非行など、問題が起きて初めてファミリー・カウンセリングが受けられるという仕組みになっているのではないでしょうか。

イギリスでは1970年以降、家族とは何か、家族のニーズとは何かをめぐる論争が続いています。つまり、これまでの家族に対する伝統的なサービスプログラムの妥当性がなくなり、政策が家族の変化に対応できないのではないかということです。そうなると、家族にのしかかってくる緊張やストレスは、低所得層やひとり親の家族だけに見受けられるものではなくなってくるのです。

子育てに対する父親の役割とは何かが問われ出す一方、働く母親の仕事と子育ての両立に対しては、社会全体が理解を示すようになってきました。在宅の母親の孤独感や離婚が子どもに及ぼす影響などについても多くの論文が書かれ、本もたくさんでています。しかし、親や家族全体に対する政策は確かに現実に遅れをとっています。イギリスでは、政府に対し基本的な政策の転換を迫る動きがで始めました。保育所の強化、働く母親の柔軟な労働時間の確保、あるいは母親の産休だけではなく、父親の育児休暇、そして子どもが病気の場合、母親も父親もとれる休暇など、新しい政策を政府に強く訴えています。

家庭訪問も相互学習のよい機会
（アイルランドのプロジェクト）

さらに基本的な姿勢の大きな変化は、子どもはいろいろなタイプの家族の中で立派に育てられるということを認知したことです。多様な選択肢を皆が認めるようになったのです。これまでは、子育てには婚姻関係にある両親がいて、父親は一家の稼ぎ手であり、母親は家にいて子育てに専念できる家族が一番望ましいと思われてきました。しかし、いまイギリスでは、子どもの５人に１人は伝統的な家族形態の生活ではありません。３組に１組の夫婦が離婚し、ひとり親家庭は100万もあります。同棲している大人たちもたくさんいます。ですから、伝統的な家族形態だけが正常であるという考え方は変えざるを得なくなってきました。

何が正常な家庭なのかという考え方、またそれに対する社会の姿勢が変わってきたことは、ある意味ではひとり親家族や離婚をした人に、問題家族としての烙印を押す姿勢が薄れてきたということです。そうであるならば、改めて子どもにとって必要なニーズとは何かということを再整理しなくてはならないでしょう。

家族を支援するために

幼児がいる家族には、安定した収入、落ち着いて住める住宅が確保され、働いている母親のためには保育プログラムが充実されなければなりません。一人ひとりに対して、個別にあるいは同輩集団、仲間集団、社会集団からの支援を得られる仕組みを作っ

ていかなくてはなりません。母子家庭だけではなく、父親が長時間外で働いている家族の場合も問題の質は同じです。問題を持っている人に個別に当たっていくより、問題を共有しながら解決に導く方法も考えられなければなりません。

バン・リヤ財団では、日本におけるプロジェクトとして、ひとり親、特に母子寮に入っている家族を支援してきました。それと平行してその母子寮では、施設の側から地域に向かってサービスを拡大していくことをここ数年試みていると聞いています。その際、母子寮の人たちが、地域とは繋がりのない人間として地域社会から区別されたり、逆にそのサービスの受け手である地域のお母さんたちを母子寮の人たちが区別するような問題は起きていないでしょうか。

その解決方法はふたつ考えられます。一つは政策的なもので、政府に向かって、母子世帯用の住宅の確保を強く訴えることです。もう一つは、ひとり親に対する実際的な援助方法を変えることです。母子世帯の母親たちは、妻として、母として、さらには人間としての自信さえも喪失して施設にやって来るでしょう。ですから、彼女たちが入寮中にもう一度人間としての自信を取り戻し、いかに自我像を立て直すかが重要になります。私たちは、彼女たちの中に残っているはずの可能性を信じ、励まし、次第に人間としての独立心、立ち直る方向を見い出していけるように働きかけるべきではないでしょうか。もちろんこれは居住型施設の場合だけではなく、保育所等に問題を抱えてやって来る親御さんたちも皆同じです。

私は、皆さんにこれまでのような伝統的な専門職者というよりは、むしろファシリテーターであることを望みます。ファシリテーターとは、いろいろな材料を提供でき、事がうまく運ぶように援助してやる人、つまり促進者、推進者です。従来の専門職者の役割が、一連の知識体系を持ち、それを第三者に伝えていくことだとしたら、ファシリテーターの中心的役割は、むしろそれぞれの中にある可能性を引き出し、その人たちの経験や知識を生かし、さらに増幅してやることではないかと思います。

若いお母さんを例に考えてみましょう。彼女たちは子育てに自信が持てず、落ち込み、いらだっています。それでも彼女たちは子育ての経験があるのです。ですから、悩んでいるお母さんたちには、うまくいっている点をできるだけほめてやる、あるいは他の人たちの違った見方ややり方を仲間集団の中で学ばせる、というようなやり方のほうが、「こうですよ」と教えたり、自分の知識を伝えるよりはるかに大事ではないかと思います。

私たちはよくカウンセリングという言葉を使います。確かにカウンセリングには非常に大事な考え方や原則が含まれています。特にロジャース派の非審判的な態度や共感、誠実さ、つまり相手が言うことを投げ返してあげる、良い聴き手になることなどはとても大事です。しかし、カウンセリングを、対象の診断治療にすぐ結びつけることには、私は反対です。

居住型施設で長く生活した人に共通の問題は、その人たちが施設を離れてから、地域社会になかなか溶け込めないことです。それは施設にいる間は世話が行き届いていたために依存的姿勢が強くなってしまい、かえって適応性を失わせる結果になるからです。そのため、入寮中にいろいろなことに主体性を持ち、自己決定ができるようにする指導が必要になります。それは居住型施設だけではなく、保育所においても同じです。お母さんたちが子育てに自信を取り戻すことができるような方向での指導が大事です。その際、現実に起こるいろいろな制限をきちんと認めながら、その中で自分のニーズが何なのか、自分が何に一番関心を寄せているのか、それを満た

していく方法は何かを、お母さん自らに考えさせ自己決定させることが原則です。特に個人的な相談に応じる場合は、話し合いの中身やその段取りをこちらが決めるのではなく、なるべくお母さんに決めさせ、それを自覚させるのです。

このやり方の効果は、バン・リヤ財団が助成しているプロジェクトですでに実証されています。そのプロジェクトのひとつに、5歳未満の子どものいる家庭に対する保健婦訪問があります。そこでは、訪問保健婦がチェックリストに基づいて、授乳の方法や、排せつの訓練を始めた時期、予防注射を受けたかどうかなどを聞く従来の方法を変え、話し合いの中身をお母さんに決めさせるようにしました。そうすると、保健婦とお母さんとの間にある種の約束事、契約関係が生じてきます。子どもの発達段階にそったやり方を母親自身がコントロールしていかなくてはいけないと気づいてきます。その結果、両者の関係が教える人と教えられる人ではなく、約束事をいっしょに実行していくパートナーの関係に質的に変わってくるのです。例えば、このワークショップで使われている教材(『6歳までの子育てガイド』全国社会福祉協議会発行)などを使い、お母さんとの間に子どもの発達に沿った会話や理解を深めていく、そういうやり方です。

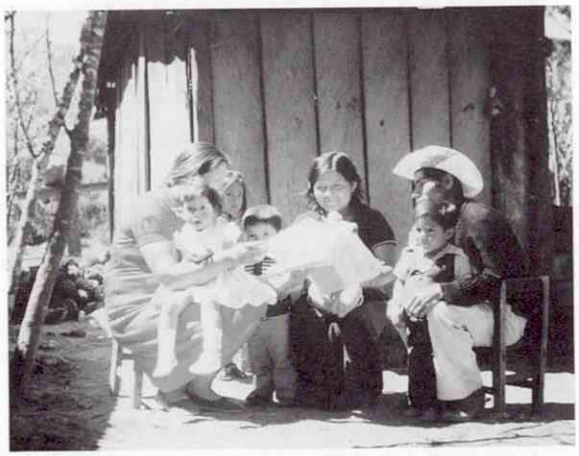

識字教育は大人へも重要なプログラム
(メキシコのプロジェクト)

自信を取り戻し、依存性を次第に捨て去り、建設的な方向に向かうもう一つのやり方にピア・グループがあります。同輩集団、仲間集団における相互援助です。これはきちんとした枠組みのある〝お母さん教室〟のようなものではなく、できるだけさりげないやり方で、お互いの経験を分かち合うというものです。非形式的非公式的なもので、型にはまらないグループ・ワークとでも呼ぶべきでしょう。

日本の文化の中では、個人的な問題を人前であからさまにし、経験を共有することができにくいかもしれません。ある施設では、そういう形での話し合いをもつと、参加したお母さんたちの間に否定的な空気が生じると聞きました。このような話し合いが成立するかどうかは、グループリーダーの質に大きくかかわっています。つまり、リーダーは話し合いをリードしながら、みんなの間に信頼関係をつくりあげていく。個人の秘密に対する守秘義務が確認されたうえで話し合いが進むようになれば、こうした自由な話し合いの中から、仲間同士の援助が得られる効果が大きいことを私は経験しています。

もう一つは私たちがドロップ・イン・センターと呼んでいるものです。いつでも誰もが立ち寄れる場所という意味で、イギリスやアメリカでさかんに行われています。これは定形的なものはなく、気持ちよく迎えられていると感じられる雰囲気が漂う場所さえ確保されていればいいわけです。大事なことはそれが身近な場所にあることで、イギリスでは教会の地下室やコミュニティーセンター、YMCAやYWCAの一部がそういう形で解放されたりします。また公営住宅の一部を解放してもらい、子どもたちが興味をもてるようなおもちゃが用意され、イギリス

ではコミュニケーションにお茶は欠かせませんので、お母さんたちがお茶を飲めるような、それくらいの設備があればいいのです。親子で来て、自分の経験を自由に話し合ったり、子どもが遊ぶのをお互いに見たりする。その過程で子どもの問題行動などに関心を抱いたり、必要性を感じたときは、人を呼んで学習やディスカッションをする。あるいはビデオや映画を使うこともあるでしょう。そのようにして徐々にあるやり方が形づくられていき、親が親になるための自信をつけていくわけです。

ある程度組織化したプログラムに基づいて、子どもたちの世話をすることもあります。いろいろな場面が考えられます。週1回1、2時間集まる機会と場所を提供することから始めてもいいわけです。その場合、適切なリーダーシップがなくてはなりません。私たちがこれまでにやってきたことは、まずバン・リヤ財団から派遣された専門家が地域の中でリーダーを見つけ、その人たちを訓練します。次にその人たちを核に、地域の中に自助（セルフ・ヘルプ）グループを組み上げていくのです。これが普及してくると、自然に人が集まってきて、お茶を飲みながら話がはずむということになるのです。

もう一つのやり方は、親子がいっしょに参加するプログラムです。その中身は、例えばキャンプなどのように、親子が楽しくいっしょに遊べるものがよく、これがうまくいくと、子どもに関する講演を聞くよりはるかに大きな効果が得られることを私は経験を通して知っています。もしその場に非常に経験豊富で、また状況に敏感に応じることができる専門家がいたなら、その母子いっしょの遊びから母親としての学習だけではなく、母親と子どもの相互関係の質を変えていくことさえできます。私はアフリカで、専門のプレイ・リーダーたちとともにお母さんと子どもたちが砂遊びや、粘土細工などを使っていっしょに遊ぶ活動を見学しましたが、親子関係がどんどん広がっていくのを本当に実感できました。

日本の場合、父親は朝早く出勤し、夜遅く疲れて帰宅し、子どもとの直接の接触がほとんどないと聞いています。こうした生活は、お父さんだけではなく、お母さんの緊張や過労を加速することにもなります。父親も参加したほうがいい、また参加できるということを皆さんで学んでください。

親子が参加するプログラムのいろいろ

次に、受身ではない参加型のプログラムを具体的にご紹介します。もちろんそれができるようになるためには、皆さんがたにある種の訓練を経ていただき、そのうえで親と子どもたちが参加できるプログラムのモデルづくりをしていただかなくてはなりません。これまでの専門家あるいは専門職としてのソーシャルワーカーは形式的な訓練は受けていますが、自分たち自身がみんなを誘い込み、参加してもらうような学習の機会、あるいはそのようなやり方には慣れていません。その意味で、われわれ自身の再教育の必要性が生じているわけです。

私の方法のひとつに、〝子どものとき好きだったこと〟と名付けたものがあります。これは、参加者全員に子どものときの印象に残っている思い出、楽しかった経験を3つ書き出してもらうことから始まります。みんなが書き終えたら、ファシリテーターがそれをリストアップします。子どものときの心に残っている温かい思い出ですから、そのこと自体が楽しい作業になります。そしてリストアップされた中で似通ったものをグループ分けしていきますと、子どもにとって必要なものは何か、子どもの心を落ち着かせるものはどういうものか、何を求めているのかなどが結果として浮かび上がってきます。

もう一つは、いろいろな状況を示す絵を用いて討

論に発展させるやり方です。イギリスに『子どもの扱い方』という本があります。それは子どもがダダをこねているなど何か問題の行為を起こして、親が困っている状況を盛り込んだ絵本ですが、そんな絵を手掛かりにして討議をすすめます。このとき大事なことは、状況を示す絵の中から、最初はお母さん一人ひとりの特定の問題に焦点を当て、それがいつのまにか皆の共通の問題となって話し合いが深まるように心掛けることです。

心理劇、役割遊びは文化、人、あるいは時と場合によってはなかなかむずかしいものです。例えば、アフリカの人たちは心理劇の中にスーッと溶けこんできて、自然に演じてくれました。同じ状況を設定してイギリスでやると、なかなか乗ってこない経験を私は持っています。そういう場合、大勢の人の前で2人だけでやるのはとても大きな緊張を強いることになります。ですから、全員がペアになって同じことをやるという方法もあります。そのほうが自然に演じてもらえるかもしれません。

お寺まいり用のお供え物をつくる婦人
（タイの難民キャンプのプロジェクト）

もう一つの方法は比較的最近われわれが試みているものです。心理劇や役割遊びのようにやってみるのではなく、考え合うというやり方です。例えば、何人かのお母さんに集まってもらい、その日一日保育所で子どもが何を考え、何を経験するか、子どもの立場で子どもの一日の生活を展望してもらいます。そうすると想像がつくと思いますが、大人にとっては時間が飛ぶように経ってしまうのに、ある子にとってはお母さんが保育所に自分を迎えに来てくれるまでの時間がどんなに長く待ちきれないものか、あるいは好きなテレビ番組の始まる時間がどんなに待ち遠しいか、母親が子どもの立場に立って考え、洞察を深めていく、そういう状況を設定して、話し合ってみるやり方です。

これらを進めていくうえで一番大事なことは、私たちがかかわる人たちの主体性をどのようにして引き出していくかということです。一人ひとりが主体性、主導性を持っているという事実に、私たちがどれだけの価値を置くことができるか、そこから私たちのトレーニングが始まると思います。

家族や子どもに対する基本的な働きかけや理解の姿勢は文化によって異なり、それに対応して福祉政策や福祉プログラム、さらには具体的な方法があるということをご理解いただけたと思います。最後にもう一度申しあげたいことは、子どもの幸せを深める一番効果的な方法は、その親たちにいかに適切に働きかけるかにかかっているのです。

（文責・福田垂穂）

（バーナード・バン・リヤ財団日本プロジェクト委員会主催により、昨年10月31日資生堂伊豆研修所で開催された「家庭養育機能を強化するための子育てワークショップ」における基調講演をまとめたものです。）

第6回 国際里親養育機構研修会議について

6th International Foster Care Organization Education Conference

(財)全国里親会会長
渥美節夫

1.国際里親養育機構の活動

1989年8月6日～12日、アメリカ・ミシガン州イプシランティ（Ypsilanti, Michigan）東ミシガン大学（Eastern Michigan University）で、標記会議が開催された。

この会議は、その名の示すように、国際里親養育機構（International Foster Care Organization略してI.F.C.O.）が主催する研修会議で、今回で第6回目であり、東ミシガン大学（略してE.M.U.）の全面的協力の下に開かれたものである。

I.F.C.O.は、ちょうど10年前の1979年、「国際児童年」に当たって、英国里親会の主唱で、オックスフォード、セント・ヒュ・カレッジで、11ヵ国の世界各国里親会とケース・ワーカーの参加の下で創設された国際組織である。わが国の里親会も招請され参加した。当時世界各国において里親事業が要養護児童対策の中心的地位を占めようとしている時であり、脱施設化に関する諸問題を始め、各国が討議・意見交換を必要とする問題が多く、国際組織の創設が望まれていたものである。

このようにして、I.F.C.O.創立総会は理事を選任し、理事長に英国里親会長を互選した。日本の里親会会長は極東地域を代表する理事として選任された。

また、この総会でI.F.C.O.の事業計画と会費等が承認されたが、その中で、I.F.C.O.総会と研修会議を2年に1回開催することが決定された。

I.F.C.O.は、その総会および研修会議を1981年（第2回）オランダ・スラグハーレムで、1983年（第3回）ベルギー・ルーヴァン大学で、1985年（第4回）ニュージーランド・クライストチャーチ リンコルン カレッジで、1987年（第5回）英国・リーツ大学で開催し、参加国も次第に増加し、現在では里親養育に関する国際組織として、世界で唯一のものとなっている。

2.第6回国際里親養育機構研修会議の概要

この会議は、通例の国際会議と同様、開会式と分科会、各種行事で彩られたが、その発足の経緯から、I.F.C.O.総会が会期中に持たれ、今後のI.F.C.O.の事業の推進について新しい計画が議論された。

A.開会式

1989年8月5日午後7時30分～9時、E.M.U.ルーズベルトホールで。

①国旗入場

今回エントリーを行った37ヵ国の国旗入場式。（実際に代表者が出席した国は22ヵ国であった。）

②挨拶

(a)E.M.U.学長ウィリアム・E・シェルトン氏

E.M.U.は、皆様方の第6回I.F.C.O.研修会議に場所を提供したことに、誇りを感じています。(中略)

E.M.U.は、教育のすべての領域で優秀さに挑戦し全世界の里親関係者に奉仕するようなプログラムを用意するべく奮闘しています。すなわち、大学の「健康と人間サービスカレッジ(College of Health and Human Services)」「世界カレッジ(World College)」および「生涯教育学部(Division of Continuing Education)」のスタッフは、「児童家庭研究施設(Institute for the Study of Children and Families)」のスタッフとともに画期的かつ有効なプログラムを提供するよう顕著な活動をしております。(中略)

最後に、皆様方が子どもの養育を喜んで行っていらっしゃるからこそ、世界の未来がより明るくなるであろうことを確信し、感謝の意を表します。

(b)ミシガン州里親と養親の会会長ダン・コシア氏

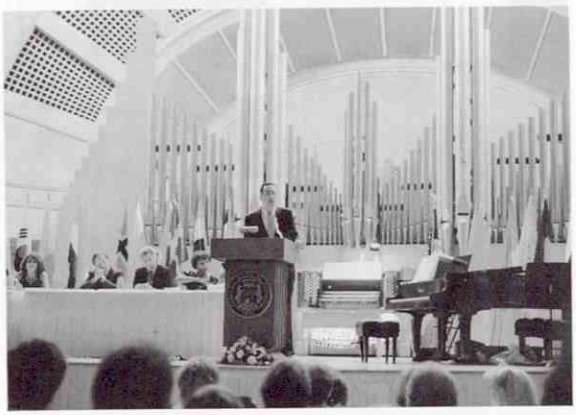

E.M.U.ルーズベルトホールでの開会式

私は、ミシガン州7,800の里親家庭を代表して、第6回I.F.C.O.研修会議にご参加の皆様方に歓迎の言葉を申し上げます。(中略)

皆様方は永年の忍耐や愛情と養育経験を通じて得られた知識という財産をお持ちになっています。私たちは、何マイル遠くに離れていても、自分の家庭で生活できない子どもたちに対して心と家を開くことにおいて、同じ運動を行っているのです。私たちは子どもたちが私たちの最も重要な宝であることを忘れてはおりません。子どもたちは私たちの未来であり、私たちが尽くしてあげるにふさわしい最も良い対象であります。(以下略)

(c)ミシガン州政府社会福祉局長パトリック・バブクック氏(通常の歓迎の挨拶であり、全文略)

(d)I.F.C.O.理事長バーナード・ルノオ氏(ベルギー里親会)

今回の研修会議を主催するI.F.C.O.は今から10年前の1979年に、英国オックスフォードで里親の国際的参加の下で出発したものです。

私は、I.F.C.O.の1981年のオランダのスラグハーレムで開催された第2回の国際会議から出席いたしました。私は「里親養育について何物かを発見したい」と思って参加しましたが、私は、「地球規模で出発したのだ」ということを心の底で感じたのです。私は、異なる国から里親養育を行っている人々がこのように多く来られるということを予期していなかったのです。また異なった国での里親たちが同じような困難に遭遇しながらそれぞれの回答を発見したり、また、それぞれの組織がその発展の異なった段階にあるということなどを理

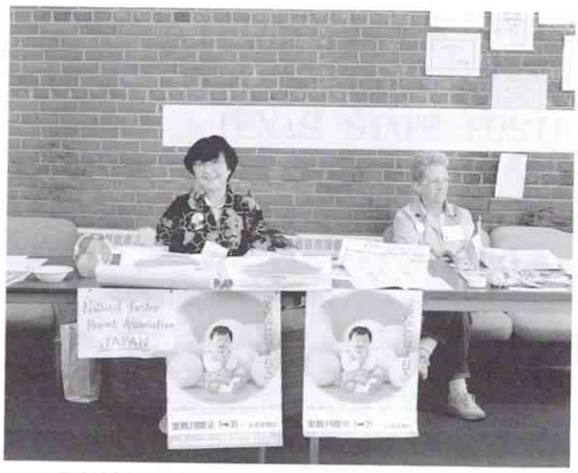

各国里親会展示会場の日本里親会展示

解することは素晴らしいことでした。私は、このようにして国際的な里親組織の必要性を確信しています。それが里親養育の質を増進するという回答になるからです。

最近組織された「養育をうけている青少年の国際連帯組織」が、今回の会議に参加していただいたことを私は大変喜んでいます。私は皆様方に対してこの青少年たちが今後いかに行動していくかを見届けて激励してほしいと思っています。

I.F.C.O.に関して、私は理事長としての最後の言葉を申し上げます。私は、1983年以来理事長に就任してきました。しかし1990年を迎えようとしている現在I.F.C.O.は新しい指導者の下で成長する時期を迎えていると思います。新しい理事長と新しい理事者が選任され、新しい世界的ネットワークが持たれることが必要だと思います。私は来る8月8日、I.F.C.O.の総会で選任される新しい理事長候補者として、チャールス・コンファー氏をご紹介し、彼に期待するとともに、1979年以来の理事者や先達者に対して最大の感謝を捧げるものであります。

B.分科会および関係行事

1989年8月6日～12日午前9時～午後9時30分。

今回の分科会の特色は、従来から行われてきた分科会（その実施方式は、ミニ・コース、フォーラム、パネル、ワークショップ等）のほかに、前掲の青少年指導者教育プログラムが連日組まれたことであった。

分科会のテーマは、「里親家庭の強化策」「少数文化・民族の里子養育問題」「養育中の里子のニーズ対応問題」「里親制度改善対策」であり、これ等に関連する細分化された討論は百数10の会場で行われた。E.M.U.の全面的協力の姿勢から、総じて分科会は、基礎的、正統的な取り組みが多く数年前の脱施設化問題や心身障害児里子問題に関するテーマは少なかった。

分科会風景

3.今回の会議についての感想

今回の会議は、I.F.C.O.の主催ではあるが、協力者

であるE.M.U.が全学的に支援し組織し実施したことが極めて特徴的であった。アメリカにおける強力な組織である全米里親会（National Foster Parent Association, U.S.A.）は、名目的共催者に止まった。

このことから理解できるように、その開催について、E.M.U.およびその関係ケース・ワーカーが総動員され、国外への呼び掛けもその領域に重点が置かれたようで、アメリカ以外の国の参加者は、里親とともに、ケース・ワーカーや学会関係者が目立った。

従って、今回の研修会議の分科会のテーマは、ケース・ワーカー、大学関係者向きのオーソドックスな内容が多く集会的な雰囲気が漂っていて、里親自身はむしろパイ・プレイヤー的立場にあったようである。

4. 第6回I.F.C.O.総会

1989年8月8日正午～午後1時

第6回I.F.C.O.総会は、I.F.C.O.が10年を経た区切りの時期であり、過去の反省と今後の展望という観点から、3期6年活躍したバーナード・ルノオ理事長の辞任とこれに伴う理事の一新と執行体制の全面的刷新が図られた。

新執行体制は、地域組織推進委員（I.F.C.O. Spiders）と中核チーム（I.F.C.O. Core Team-Executive Board）とし、両者の協力により、I.F.C.O.活動を活性化することとされた。なお、従来の理事は、そのまま地域組織推進委員となり、日本の里親会会長も日本担当のSpiderとして指名された。

赤い鼻と青いポスト

1989年8月のある日、オーストラリア版赤い羽根ならぬ赤い鼻運動が行われた。期間は1日だけだったそうだが、乳児のポックリ病に対する病理研究資金の募金キャンペーンで、寄付者には、赤くて丸い鼻が渡された。「赤い鼻皆でつければ恥ずかしくない」という訳で、ピエロの仮装よろしく多くの赤いだんごっ鼻が善意を象徴して街をかっ歩したとの話。大変な人気でこの鼻ははやばやと売り切れ？になってしまった。ガソリンスタンドでは、車用の鼻もあって、2ヵ月たった10月でも時折ボンネットの先にこれをつけた車を見かけたものである。

メルボルンで古い教会脇に置かれた青いポストが目にとまった。大きな投函口は、メール用にはいささか不格好。聞いてみると、まだ使える衣類やおもちゃ等の再生用品回収函である。気をつけて街を見ると黄色もあれば、2つ並んだものもある。地域に根差した資源の再利用システムが福祉活動と有効に結び付いている実例と受け止めた。

1989年度資生堂児童福祉海外研修（オーストラリア）で街に拾った2つの事象。ただ受け止めるだけでいいのだろうか。　(K.M.)

編集後記

前号に引き続き本号は「変容する家庭と子どもの危機」をテーマに、特に児童福祉施設の対応に焦点を当てて、加えて試行的に実践されているプログラムやその後制度化されたプログラムの代表的なものを紹介した。最近の新聞等の報道によると、わが国において子どもの数が減少している。昭和48年には209.2万人の出生数であったのが、平成元年には124.3万人と約15年間に85万人が減少し、出生率(人口千人に対して)は19.4%から10.1%へと減少している。一方、有配偶女子の就業者は1,585万人で50.8%の就業率である。最近の有識者調査でも女性の社会進出と出産、子育てのあり方は、両立が望ましいと考えているとの回答が85.9%であるのをみても、子どもを取り巻く環境が大きく変化をしていることが理解できる。

子どもと家庭を取り巻く環境の変化の中で、核家族化や少子化は、家庭の養育機能の低下と結びつき、都市化や受験戦争は自然とのふれ合い、社会性、創造性や活力に欠け、情緒的障害等の一因ともなりかねないといわれている。

こうした状況への予測と現実の社会的ニーズに応じる各種の児童福祉施設での試行的・先駆的実践は、本来の業務を社会化してゆく開かれた施設としての内部からの努力や、地域性、行政からの働きかけによる制度・施策的な新たな対応としての児童や家庭への援助として進められている。養護施設が近隣住民のニーズを受けとめ、行政とタイアップする中でサービスを提供し、共働き家庭に対する援助として学童クラブを併設し、24時間養育施設としての機能を十分に発揮している事例や、教護院で児童の問題を改善する援助として、家族の養育機能を強化することによって家族全体のバランスを調整維持する力とし、退所した後の在宅生活を支えるために、家族治療を試みている事例など、家族ぐるみで、施設において生活できる設備を備えることは制度を越えた積極的な試みでもあると思われる。また養護施設をより小規模化し、地域社会の中で営むファミリーグループホームの試みは全国的に広がりつつあるが、経済的な面、従事する職員の労務管理から大変な努力が必要である。そうした問題は後の課題として、子どもたちにより望ましい家庭的生活環境を提供する施設関係者の試みはその後は制度として公になり、モデルは国の制度化へ影響を与えることになるのであろう。また施設における社会的養護に加えて、里親制度による養護があるが、養護施設に拠点を置く養育家庭センターの場合、従来からの施設の地域性を生かしながら、里親の開拓、援助は児童相談所の措置権と並行する協働関係の中ですすめるシステムは、地域社会の中で養育を前提として社会的養護に参加する里親にとって安心できるものがあるのではないか。

施設を出て自立する子どもたちは応々にして分離不安が精神的にも起こり、種々の行動に現れることがある。そうした施設生活から社会生活に入る自立を援助する中間的な施設が、施設有志が集まり、または民間組織によって自立援助ホームとして試みられ、地方によっては制度化され公的な補助がされている例などは、子どもの自立と家庭を社会的にサポートする方法として重要である。今号は新しい地域社会の養育力としてのシステムづくりをわが国と海外の事例に求めるという、模索する編集となった。

(編集担当　高橋利一)

〔資生堂財団からのお知らせ〕

この半年間の活動を通して入手した海外の福祉情報をご案内します。閲覧ご希望の方は、当財団までご連絡ください。

〔閲覧場所〕

● 資生堂社会福祉事業財団 事務局内
〒104 東京都中央区銀座7-5-15
第一蒲田ビルディング4階 ☎03(574)7408

〔閲覧日・時間〕

● 毎週月～金曜日 9:00am～16:00pm

〔コピーサービス〕

● 著作権が問題とならないものに限り、実費にてコピーサービスします。
● 郵送の場合は、送料をご負担願いますので予めご了承ください。

●アメリカ (America)

1. Concern-Professional Services for Children and Youth
(フォスターケアのみの施設、ペンシルバニア州)
1) Fact Sheet (1989 2頁)
2) Concern Courier spring 1989 (51頁)
3) Foster Parenting with Concern
4) Treatment Units for Boys
5) Unplanned Pregnancy Counselling Program
6) Adoption Services
7) Foster Care Services
8) Community Life Skills
9) Community-based Diagnostic Program
10) Concern Counseling Sevices

2. The Lutheran Home
(老人、ファミリー・センター、ペンシルバニア州)
1) Family Life Services (7頁)

3. Milton Hershey School (ペンシルバニア州)
1) Facts on Milton Hershey School (1986 5頁)
2) Milton Hershey School

4. Prospectus Associates (精薄者施設、ペンシルバニア州)
1) Prospectus Associates Inc.
2) Senior Day Services
3) Counseling Services
4) Human Sexuality Department
5) Consultation Education Training
6) Career Opportunities
7) Recreational Services
8) Employee Assistance Program

5. The Wiley House Difference (ペンシルバニア州)
1) Program Profiles 1990 (25頁)
2) Department of Residences and Programs (13頁)
3) A centuny of Experience

●オーストラリア (Australia)

1. Community Services Victoria (ビクトリア州地域福祉省)
1) Introduction to Community Services Victoria (2頁)
2) The Philosophy and Principles Guiding The SRD Project (州の福祉サービス再開発計画について 4頁)
3) The Service System for Children needing alternative Accommodation and Care (3頁)
4) Regional Reception Services Coordination Unit, etc. (州の地方事業解説 11頁)
5) Child Protection in Victoria, General Information on Services (1989 24頁 日本語訳あり)
6) Children and Young Persons Act 1989 (ビクトリア州児童青少年改正法 168頁)

2. Department for Community Welfare
(南オーストラリア州地域福祉省)
1) Strategies for 1989, 1990 (32頁)
2) Where Do I Stand (里親の役割などの解説 11頁)
3) What is Foster Care? (5頁)

3. Children's Bureau of Australia
1) System for Managing Child Maltreatment in Australia (1986 21頁)
2) Particular Care (民間児童ホーム、里親に関する1979年度調査レポート 1982 167頁)
3) Particular Care Reconsidered (1979年度調査の追跡レポート 1985 106頁)

4. Association of Children's Welfare Agencies
(ニューサウスウェールズ州)
1) Annual Report 1989 (16頁)
2) Child Protection, Child Sexual Assault and Physical Abuse and Neglect of Children (当協会のサービス内容 パンフレット)
3) Family and Community Services, Annual Report 1987-1988 (109頁)

5. Anglican Community Services
(英国聖公会地域サービス・児童保護部)
1) New Directions for the Future (1989,4頁 日本語訳あり)
2) Annual Report 1988 (5頁)
3) The Services we provide (パンフレット)
4) Feeling Swamped by Family Demands? (パンフレット)

6. Berry Street Child and Family Care
(短期居住型家庭援助施設)
1) Annual Report 1988-1989 (16頁)
2) About Berry Street (募金用パンフレット)

7. Children's Welfare Association of Victoria
(ビクトリア州児童福祉協会)
1) Annual Report 1989-1988 (16頁)
2) CWAV (当協会の概要 リーフレット)
3) Quality and Accountability, A Guide to Standards for Community Services (地域サービス活動解説書 1989 264頁)

8. Dalmar Child and Family Care (民間多機能児童福祉施設)
1) Caring for Families in Crisis (『Impact』誌1989年10月の Dalmar の特集より 日本語訳あり)
2) Family Housing (家族居住指導 パンフレット)
3) Wesley Central Mission (活動概要、組織、方針等 1989 8頁 日本語訳あり)

9. Emergency Foster Care Centre (緊急里親センター)

1) Information Sheet（2頁）

10. Intellectually Disabled Services Council Inc.
（知的障害児救護相談所）

1) Introduction（1頁）
2) IDSC's Principles（1頁）
3) About intellectual disability（1頁）
4) Getting Services from IDSC or other agencies（2頁）
5) Holiday Explorers Inc.
（知的障害児・者のためのツアー計画書 8頁）

11. Kildonan Homes for Children（小規模居住施設）

1) Annual Report 1988（16頁）

12. South Australian Youth Training Centre
（青少年訓練センター）

1) SAYTC General Information（5頁）
2) Children's Justice System Philosophy（2頁）
3) Young Offenders（青少年犯罪者の審査法と現況 14頁）
4) Young Offender Team（2頁）
5) Adolescent at Risk Programme（2頁）

13. St. John's Homes for Boys and Girls
（総合児童福祉施設）

1) Service Network, Family Support and Foster Care Services
（1989 12頁 日本語訳あり）
2) Care Force Outer-east Annual Report 1987-1988
（ケア・フォースの年次活動報告 32頁）
3) Agency Philosophy of Care（1989 4頁 日本語訳あり）
4) Overview of St. John's Homes for Boys and Girls
（歴史と現況と計画 1989年 2頁 日本語訳あり）

14. St. Vincent's Westmead（思春期向け長期児童福祉施設）

1) Our Boys, 1988 Annual Report（22頁 日本語訳あり）
2) Our Boys, 1989 Annual Report（22頁）

15. Victorian Children's Aid Society

1) The Group Home（グループホームの運営等 17頁）
2) VCAS Future Directions（当協会活動概要 1989 39頁）
3) The Alan Marshall Programme for Adolescents who are Disabled（1989 4頁）

●ブルネイ (Brunei)

1. Child Welfare in Negara Brunei Darussalam（1989年度資生堂アジア児童福祉交流研修参加者報告書 6頁 日本語訳あり）
2. Department of Welfare, Youth and Sports 1985（110頁）

●シンガポール (Singapore)

1. Ministry of Community Development

1) Annual report 1987（46頁）
2) Government Gazette, The Child Care Centres Act 1988, Arrangement of Sections（8頁）
3) Government Gazette, The Child Care Centres Act (Commencement) Notification 1988（13頁）
4) Fostering Scheme（8頁）
5) Your child is in good hands, Child Care Centre and Family Day Care（13頁）
6) How to set up a child care center. A guide for child care center operators（18頁）
7) Country report on Child Welfare Services in Singapore with a special report on the child care programme, 1989
（1989年度資生堂アジア児童福祉交流研修参加者報告書 14頁）

2. People's Association

1) Annual report 1987／1988（55頁）
2) Developmental Day Care Centres（パンフレット）
3) Kindergarten Service（パンフレット）

●タイ (Thailand)

1. Department of Public Welfare

1) A Brief Report on Child and Youth Welfare Services, 1988
（16頁）
2) Pakkred Babies' Home（案内パンフレット）
3) Country report on child welfare services in Thailand, 1989
（1989年度資生堂アジア児童福祉交流研修参加者報告書 15頁 日本語訳あり）
4) Annual Report 1987（52頁）

〔編集委員長〕
福田垂穂（ふくだたりほ）
明治学院大学教授

〔編集委員〕
秋山智久（あきやまともひさ）
明治学院大学教授

後藤和彦（ごとうかずひこ）
常磐大学教授

庄司洋子（しょうじようこ）
日本社会事業大学教授

高橋利一（たかはしとしかず）
至誠学園園長

帆足英一（ほあしえいいち）
東京都立母子保健院 小児科医長

栗原真（くりはらまこと）
資生堂社会福祉事業財団 常務理事

（敬称略）

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第28号 1990年4月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-574-7408 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2—1—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION